

第七十五回国会 衆議院 地方行政委員会 議録 第五号

昭和五十年二月二十八日(金曜日)

午前十時三十二分開議

出席委員

委員長 大西 正男君

理事 愛野興一郎君 理事 小山 省二君

理事 高島 修君 理事 中山 利生君

理事 古屋 亨君 理事 山本弥之助君

片岡 清一君 理事 木村武千代君

島田 安夫君 理事 保岡 興治君

渡辺 紘三君 理事 小川 省吾君

細谷 治嘉君 理事 多田 光雄君

小濱 新次君 理事 折小野良一君

出席國務大臣

自治 大臣 福田 一君

出席政府委員

自治省財政局長 松浦 功君

自治省税務局長 首藤 堯君

委員外の出席者

地方行政委員会 日原 正雄君

調査室長

委員の異動

二月二十七日

辞任 小川 省吾君

補欠選任 田中 武夫君

同日

辞任 田中 武夫君

補欠選任 小川 省吾君

二月二十七日

地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出第四一號)

地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提

出第四二號)

同日 出第四二號) 地方財政確立に関する請願(下平正二君紹介)

(第八四四號) 同(中澤茂一君紹介)(第八四五號)

同(原茂君紹介)(第八四六號) 指定自動車教習所に対する事業所税の非課税措

置に関する請願(大竹太郎君紹介)(第九七二號) は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件 地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出第四一號)

地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出第四二號)

地方財政に関する件(昭和五十年地方財政計

画)

○大西委員長 これより会議を開きます。 地方財政に関する件について調査を進めます。

昭和五十年地方財政計画について説明を聴取いたします。福田自治大臣。

○福田(一)國務大臣 昭和五十年の地方財政計画の概要について御説明申し上げます。

昭和五十年の地方財政につきましては、最近における厳しい社会経済情勢の推移と地方財政の現況にかんがみ、国と同一の基調により、引き続き抑制的な基調を堅持する方針のもとに、地域住民の福祉向上に資するため、地方財源の確保に配慮を加えつつ、財源の重点的配分と経費支出の効率化を図る必要があります。

昭和五十年の地方財政計画はこのような考え方を基本として策定いたしております。以下その

策定方針及び特徴について申し上げます。

まず、住民負担の現状にかんがみ、個人の住民税及び事業税、料理飲食等消費税、ガス税等についてその軽減合理化を図ることとしております。

また、大都市地域における都市環境の整備のための財源を確保するため、市町村の目的税として、これらの地域の事務所事業所に対して課する事業所税を新たに創設することとしております。

第二に、地方財政の現状に対処するため、地方交付税の所要額を確保するとともに、沖縄県及び同県市町村に対して交付すべき地方交付税の財源を確保するため、引き続き臨時沖繩特別交付金を国の一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れることとしております。

第三に、総需要抑制の見地から、地方債の増加を極力抑制するとともに、地方債資金における政府資金を増額することとしております。

第四は、抑制的基調のもとにおいて、地域住民の福祉充実のための施策を重点的に推進することとしております。このため、地方交付税、地方債、国庫補助負担金等を通じて重点的な財源配分を行うこととしております。

まず、社会的公正の確保に留意しつつ、生活保護、児童福祉、老人福祉、障害者福祉等の社会福祉施策の一層の充実を図るとともに、教職員の定数及び処遇の改善、私学助成の拡充等教育振興対策を推進し、あわせて公害対策、交通安全対策、消防救急対策等について充実を図ることとしております。

次に、上下水道、廃棄物処理施設、教育施設、社会福祉施設、住宅等地域住民の福祉向上のための事業を重点的に進めることとし、また、人口急増地域における公共施設等の整備のための財政措置を拡充するとともに、過疎及び辺地対策事業債の増額、僻地の交通及び医療の確保等過疎地域対

策を推進することとしております。

さらに、公共用地の円滑な取得を図るため、昭和五十年に限り、臨時土地対策費を算入することとしております。

第五は、地方公営企業の経営の健全化を図るため、引き続き、交通事業及び病院事業の再建を推進するとともに、公営企業債についても、生活関連事業を中心に重点的にその増額と資金の向上を図ることとしております。

第六は、地方財政の健全化及び財政秩序の確立を図る見地から、国庫補助負担事業に係る地方団体の超過負担及び税外負担の解消、定員管理の合理化、既定経費の節減について所要の措置を講ずるとともに、地方公務員の給与改定等年度途中における事情の変化に弾力的に対応するよう配慮することとしております。また、地方財政計画を実態に即して策定するため、その算定内容については是正措置を講ずることとしております。

以上の方針のもとに、昭和五十年の地方財政計画を策定いたしました結果、歳入歳出の規模は、二十一兆五千五百八十八億円となり、前年度に対し、四兆一千八百三十五億円、二四・一%の増加となっております。

以上が昭和五十年地方財政計画の概要であります。

○大西委員長 次に、補足説明を聴取いたします。松浦財政局長。

○松浦政府委員 昭和五十年地方財政計画の概要につきましては、ただいま自治大臣から御説明いたしましたとおりであります。なお、若干の点につきまして補足して御説明いたします。

明年度の地方財政計画の規模は、二十一兆五千五百八十八億円で、前年度に比しまして四兆一千八百三十五億円、二四・一%の増加となっております。

ります。

次に歳入について御説明いたします。

まず、地方税の収入見込み額であります。道府県税四兆五千七百四十一億円、市町村税四兆三千九百九億円、合せて八兆八千八百五十億円でございませう。前年度に比べて一兆六千八百九十三億円、二・三・五％の増加となっております。増加の内訳は、道府県税については七千四百八十三億円、一九・六％、市町村税については九千四百四十億円、二七・九％となっております。

なお、地方税におきましては、個人の住民税における減税四千四百九億円を初め合計四千八百八十四億円の減税を行うとともに、事業所税の創設等により二百七十四億円の増収を見込み、差し引き四千六百十億円の減収を見込んでおります。

地方譲与税につきましては、総額二千三百二十二億円となっております。

次に地方交付税であります。国税三税の三・二％分四兆四千八百七十七億円を確保し、前年度に対し、一兆二百六十四億円、三・〇・三％の増加となっており、この額に、臨時沖繩特別交付金二百九億九千九百九十九万九千九百九十九円を加算いたしまして、総額四兆四千二百九十六億九千九百九十九円となっております。

国庫支出金につきましては、総額五兆五千三百六十七億円で、前年度に比し九千九百九十五億九千九百九十九円、二・二・〇％の増加となっております。これは、生活扶助基準の引き上げ、児童保護、老人医療等の公費負担の充実等社会福祉関係国庫補助負担金、義務教育費国庫負担金の増などが主なものであります。

次に地方債でございますが、普通会計分の地方債発行予定額は、一兆二千七百四十八億円でございまして、前年度に比しまして二千四百五十八億九千九百九十九円、二・三・九％の増加となっております。

地方債計画全体の規模は二兆八千三百五十億円で、前年度に比しまして四千九百六十億九千九百九十九円、二・〇％の増加となっております。

地方債計画の基本方針といたしましては、総需要の抑制の要請を踏まえながら、住民生活に直接の影響を持つ事業を重点的に推進することといた

しております。

資金構成といたしましては、政府資金が一兆七千九百億円で、その地方債資金に占める割合は六〇・三％となっております。

最後に、使用料及び手数料等でありませうが、これは最近における実績の増加率等を勘案して計上いたしております。

その結果、歳入構成におきましては、地方交付税が前年度一九・七％に対し、〇・八％増の二〇・五％となり、これに地方税及び地方譲与税を加えた一般財源は前年度六二・四％から六二・八％へと歳入構成比率を高め、反面国庫支出金は前年度に対し〇・四％ウエートが低下してあります。

次に、歳出について御説明いたします。

まず給与関係経費は、総額七兆四千八百十三億円で、前年度に比しまして四八・八％の伸びを示しております。これに関連いたしまして、職員数については、教育、警察、消防、社会福祉、清掃、公害、消費者行政関係の職員を中心に約三万人の増員を図ると同時に、国家公務員の定員削減の方針に準じ、約七千五百人の定員合理化を行うこととしております。また、本年度においては、地方の実態を考慮し、職員数の規模は正十三万八千人を見込むとともに、補助職員等に係る給与費を一般行政費から給与関係経費に組みかえることとしております。

次に、一般行政経費につきましては、総額四兆八千四百九十九億九千九百九十九円、前年度に比しまして九千六百九十一億九千九百九十九円、二・五・〇％の増加となっております。このうち国庫補助負担金等を伴うものは二兆四千四百十億九千九百九十九円、前年度に比しまして四千五百一十一億九千九百九十九円、二・七％の増加となっております。この中には、生活扶助基準の引き上げ等を図っている生活保護費、児童保護の拡充等を初めとする児童福祉費、老人医療無料化対策等の老人福祉費などが含まれております。

国庫補助負担金を伴わないものは二兆四千九億九千九百九十九円、前年度に比しまして、五千八百八十億九千九百九十九円、二・〇％の増加となっております。

七・五％の増加となっております。この中では、社会福祉関係経費を充実するほか、公害対策関係経費として三百二十億九千九百九十九円、給与改定等に対する財源留保として三十億九千九百九十九円を計上いたしております。

なお、旅費、物件費については、経費の効率的な使用を図る見地から、二百七十三億九千九百九十九円を計上いたしております。

公債費は、総額九千六百六十四億九千九百九十九円、前年度に比しまして千八百四十三億九千九百九十九円、二・三・六％の増加となっております。

次に、維持補修費につきましては、各種施設の増加及び補修単価の上昇等の事情を考慮いたしまして、前年度に比しまして七百七十四億九千九百九十九円を増額を見込み、三千八百六十六億九千九百九十九円を計上しております。また、この中には、七十七億九千九百九十九円の節約を見込んでおります。

投資的経費につきましては、総額七兆七百七十八億九千九百九十九円、前年度に比しまして、七千六百六十一億九千九百九十九円、一・一・三％の増加となっております。

直轄、公共、失業対策の各事業は国費と合わせて執行されるものであります。公共事業費のうち、文教施設三・二・〇％、厚生労働施設三・三・四％、生活環境施設二・三・九％の増加等いわゆる生活関連公共投資が増加しておりますが、公共事業費全体としては、九・三％の増加にとどまり、総需要抑制策の一環として、事業規模の圧縮が図られております。

一般事業費及び特別事業費のいわゆる地方単独事業費は、総額三兆三千三百六十七億九千九百九十九円、前年度に比しまして、三千九百八十一億九千九百九十九円、一・四・五％の増加となっております。この単独事業におきましては、廃棄物処理施設三・〇・一％増、都市公園二・二・四％増、人口急増対策二・三・七％増、過疎対策二・九・三％増、交通安全対策等一九・〇％増等生活関連施設の整備充実に努むることとしております。

次に、本年度におきましては、公共用地の円滑な取得を図るため、同年度に限り、臨時土地対策費として千五百億九千九百九十九円を計上いたしております。

また、公営企業繰り出し金につきましては、地下鉄、上下水道、病院等国民生活に不可欠なサービスを供給している事業について総額四千九十八億九千九百九十九円を計上いたしております。

その結果、歳出構成におきましては、給与関係経費は三四・七％で、前年度に比し五・八％の大幅な上昇を示しておりますが、反面、投資的経費は前年度三六・六％から三・八％減少し、三二・八％となっております。

以上をもちまして、地方財政計画の補足説明を終わらせていただきます。

○大西委員長 内閣提出に係る地方税法の一部を改正する法律案を議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。福田自治大臣。

地方税法の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○福田(二)國務大臣 ただいま議題となりました地方税法の一部を改正する法律案の提案理由とその要旨につきましては御説明申し上げます。

明年度の地方税制につきましては、地方税負担と地方財政の現状にかんがみ、住民負担の軽減合理化を図るため、道府県民税及び市町村民税の所得控除の額を引き上げ、事業税の事業主控除額の引き上げ、料理飲食等消費税の免税点の引き上げ、ガス税の税率の引き下げ等を行い、また、都市環境の整備に要する費用に充てるため、目的税として事業所税を創設する必要がある理由であります。

以上が、この法律案を提案いたしました理由であります。

次に、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

その一は、道府県民税及び市町村民税についてであります。個人の道府県民税及び市町村民税に

つきましては、住民負担の軽減を図るため、課税最低限の引き上げを行うこととし、基礎控除の額及び配偶者控除の額をそれぞれ一万円、扶養控除の額を三万円引き上げ、老人扶養控除及び配偶者のいない世帯の一人目の扶養親族に係る扶養控除の額をそれぞれ三万円引き上げることとした。また、障害者控除、特別障害者控除、老年者控除、寡婦控除及び勤労学生控除の額についてもそれぞれ三万円引き上げるとともに、生命保険料控除の控除対象限度額を七万円に引き上げることとした。

さらに、配偶者控除及び扶養控除の適用要件である給与所得等の限度額を二十万円に、扶養親族のない寡婦についての所得限度額を三百万円に、それぞれ引き上げることとした。

なお、障害者、未成年者、老年者及び寡婦についての非課税の範囲を年所得六十万円までに拡大するとともに、白色申告者の専従者控除の控除限度額を三十万円に引き上げることとした。

このほか、土地に係る短期譲渡所得については、昭和五十六年度まで現行の分離課税制度を継続するとともに、長期譲渡所得については、現行の分離比例課税制度を適用期限の到来を待って廃止し、五年度間の時限措置として、特別控除後の譲渡益二十万円以下の部分については、道府県民税二%、市町村民税四%の税率により、特別控除後の譲渡益二十万円を超える部分については、譲渡益の四分の三を総合課税した場合の上積み税額により、それぞれ課税することとした。

その二は、事業税についてであります。個人の事業税につきましては、個人事業者の負担の軽減を図るため、事業主控除額を百八十万円にするとともに、白色申告者の専従者控除の控除限度額を三十万円に引き上げることとした。また、小規模な水産動植物の採捕事業については、非課税とすることとした。

なお、個人の事業税及び法人の事業税について制限税率を設けることとし、標準税率に一・一を

乗じて得た率を超える率で課することができないこととした。

その三は、料理飲食等消費税についてであります。料理飲食等消費税につきましては、大衆負担の軽減を図るため、旅館における宿泊及びこれに伴う飲食の免税点を三千四百円に、飲食店等における飲食の免税点を千七百円に、それぞれ引き上げることとした。

その四は、自動車取得税についてであります。自動車取得税につきましては、低公害車の開発及び普及を促進するため、昭和五十一年四月一日以降に適用される自動車排出ガスに係る保安基準に適合する自動車について、その税率を、昭和五十一年四月一日から昭和五十一年三月三十一日までに取得されたものにあつては百分の二、昭和五十一年四月一日から保安基準の適用猶予期間終了六月前までに取得されたものにあつては百分の一、それぞれ現行税率から引き下げることにいたしました。なお、この期間内に取得された電気自動車については、百分の二引き下げることにいたしました。

その五は、電気税及びガス税についてであります。電気税及びガス税につきましては、住民負担の軽減を図るため、ガス税の税率を三%に引き下げるほか、紡績糸、ねん糸及び織物の製造の用に供する電気に対して課する電気税の税率を一律二%として、軽減措置の適用期間を延長する等の措置を講ずることとした。

なお、産業用電気に係る電気税の非課税措置については、現行基準に基づき、ペンソール、塩化ビニル等二十四品目に係る措置を廃止することとした。

その六は、入湯税であります。入湯税につきましては、鉱泉浴場所在市町村におけるごみ・屎尿処理施設、消防施設等の整備の促進を図るため、税率を百円に引き上げることとした。

その七は、事業所税の創設についてであります。大都市等における都市環境の整備に要する費用に充てるため、市町村の目的税として、事業所税を

次の要領により創設することとした。

事業所税は、事業所等において法人若しくは個人の行う事業または事業所等の用に供する家屋の新増設に対し、指定都市等が、当該事業を行う者または当該家屋の建築主に課することとした。また、この場合において、国、公共法人、公益法人等に係る事業所等、あるいは農林漁業の生産の用に供する施設等については、非課税とする。こととし、また、その指定都市等ごとの床面積または従業員数の合計が、資産割りにあつては床面積千平方メートル以下、従業員割りにあつては従業員数百人以下、事業所等の新増設に対して課する事業所税にあつては床面積二千平方メートル以下である場合は、課税しないこととした。

事業所税の課税標準は、資産割りにあつては床面積、従業員割りにあつては従業員給与総額、事業所等の新増設に対して課する事業所税にあつては床面積とし、その税率は、資産割りにあつては一平方メートルにつき三百円、従業員割りにあつては百分の〇・二五、事業所等の新増設に対して課する事業所税にあつては一平方メートルにつき五千円とする。こととした。

なお、この税の趣旨に照らして所要の課税標準の特例措置を設けることとした。

このほか、地方税制の合理化を図るための規定の整備等所要の規定の整備を行つております。以上の改正により、昭和五十一年度においては、個人の住民税におきまして四十四億九千九百九十九万九千九百九十九円、事業税におきまして九十九億九千九百九十九万九千九百九十九円、ガス税その他におきまして七十一億九千九百九十九万九千九百九十九円、合計四十四億八千八百八十四億九千九百九十九円、平成五十五年五百三十六億円の減税を行うこととなります。一方、事業所税の創設により二百二十億九千九百九十九万九千九百九十九円、入湯税の税率の引き上げその他により五十三億九千九百九十九万九千九百九十九円、合計二百七十四億九千九百九十九万九千九百九十九円、増収が見込まれます。差引き四千六百十億九千九百九十九万九千九百九十九円、平成五十四年六百六十八億九千九百九十九万九千九百九十九円、減収となります。

以上が、地方税法の一部を改正する法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ慎重御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○大西委員長 次に、補足説明を聴取いたします。首藤税務局長。

○首藤政府委員 たいだいま説明されました地方税法の一部を改正する法律案の内容につきまして、お配りしております新旧対照表により補足して御説明申し上げます。

まず、総則の改正であります。

二ページの第五条の改正は、市町村の目的税として、新たに事業所税を創設しようとするものであります。

三ページから六ページ、第十五条の三の改正は、会計監査人の監査を受けなければならない等の理由により決算が確定しないため納期限の延長を認められていた法人が、事業年度終了の日から二月以内に法人税割り額または事業税額の一部を見込み納付し、かつ、徴収の猶予を申請した税額以外の部分の税額をその納期限内に完納したときは、当該見込み納付をした税額を限度として、一定期間徴収を猶予しようとするものであります。

次に、道府県民税の改正であります。

八ページから九ページ、第二十三条の改正は、配偶者控除及び扶養控除の適用要件である配偶者または扶養親族の給与所得等の限度額を現行の十五万円から二十万円に、寡婦控除の適用要件である所得限度額を現行の百五十万円から三百万円に、それぞれ引き上げようとするものであります。

九ページから十ページ、第二十四条の五の改正は、障害者、未成年者、老年者または寡婦の非課税限度額を現行の年所得五十万円から六十万円に引き上げようとするものであります。

十ページの第三十二条の改正は、白色申告者の専従者控除の控除限度額を現行の二十万円から三十万円に引き上げようとするものであります。

十一ページの第三十四条第一項第五号の改正は、生命保険料控除の控除対象限度額を現行の四万円から七万円に引き上げることとし、四万円を超える部分についての控除率を四分の一とし、

とするものであります。

十一ページから十二ページ。第三十四条第一項第六号から第九号までの改正は、障害者控除、老年者控除、寡婦控除及び勤労学生控除の額をそれぞれ現行十三万円から十六万円とし、特別障害者控除額を現行の十六万円から十九万円に引き上げようとするものであります。

十二ページの第三十四条第一項第十号及び第十一号並びに同条第二項及び第三項の改正は、基礎控除額及び配偶者控除額を現行の十八万円から十九万円に、扶養控除額を現行の十四万円から十七万円に、老人扶養親族及び配偶者のいない世帯の一人目の扶養親族にかかる扶養控除額を現行の十六万円から十九万円に、それぞれ引き上げようとするものであります。

なお、基礎控除額等の引き上げによって、住民税の課税最低限は、夫婦二人の給与所得者の場合、現行の百一十六千円から百二十一万八千円に引き上げられることとなります。

次は、事業税の改正であります。

一七ページから一八ページ。第七十二条の十七第三項の改正は、個人事業税の事業専従者の控除限度額を現行の二十万円から三十万円に引き上げようとするものであります。

十八ページ。第七十二条の十八の改正は、個人事業税の事業主控除額を現行の百五十万円から百八十万円に引き上げようとするものであります。十八ページ。第七十二条の二十二第八項の改正は、事業税について制限税率を設けることとし、標準税率に一・一を乗じて得た率を超える税率で課することができないこととしようとするものであります。

なお、この改正は、昭和五十年十月一日から施行することといたしております。

二十ページ及び二十四ページ。第七十二条の二十五第三項の改正は、会計監査人の監査を受けなければならないこと等の理由により決算が確定しないため法定納期限までに申告納付することができない法人については、道府県知事の承認を受け

て、各事業年度終了の日から三月以内に申告納付することができるとししようとするものであり、第七十二条の四十五の二の改正は、これに伴い本来の期限から延長された納期限までの間、年七・三％の割合で延滞金を課せようとするものであります。

次は、不動産取得税の改正であります。

二十五ページから二十六ページ。第七十三条の四第一項第十二号の改正は、雇用促進事業団が移転就職者のために設置する宿舍の用に供する不動産の取得を、第七十三条の六第一項の改正は、農用地開発公団の事業の施行に伴う換地または交換分合による土地の取得を、同条第三項の改正は、地域振興整備公団の行う換地処分による保留地等の取得を、それぞれ非課税としようとするものであります。

次は、道府県たばこ消費税の改正であります。

二十六ページ。第七十四条第七項の改正は、製造たばこの本数の算定をする場合において、刻みたばこ、葉巻たばこ及びパイプたばこについては、それぞれの一グラムをもって紙巻たばこの一本に換算しようとするものであります。

次は、料理飲食等消費税の改正であります。

二十六ページから二十七ページ。第百十四条の四第一項及び第二項並びに第百十四条の五第一項の改正は、飲食店等における飲食の免税点を現行の千二百円から千七百円に、あらかじめ提供品目ごとに料金を支払う飲食の免税点を現行の六百円から八百五十円に、旅館における宿泊及びこれに伴う飲食の免税点を現行の二千四百円から三千四百円に、それぞれ引き上げようとするものであります。

なお、この改正は、昭和五十年十月一日から施行することといたしております。

次は、市町村民税の改正であります。

二十七ページから三十三ページ。第二百九十二条から第三百十四条の二まで及び第三百二十七条の改正は、道府県民税と同様でありますので説明を省略させていただきます。

次は、固定資産税の改正であります。

三十四ページから三十六ページ。第三百四十八条第二項第二号の改正は、農用地開発公団が直接その本来の事業の用に供する固定資産を、同項第二十号の二の改正は、年金福祉事業団が診療施設の用に供する固定資産を、同項第二十八号の二の改正は、国際協力事業団が研修、訓練施設の用に供する固定資産を、同条第四項の改正は、厚生年金基金及び厚生年金基金連合会が所有し、かつ、使用する事務所及び倉庫を、それぞれ非課税としようとするものであります。

三十六ページから三十八ページ。第三百四十九条の三第二項の改正は、地方鉄道の新線建設に係る道路との立体交差化施設のうち高架橋等を、

同条第三項の改正は、中小企業等協同組合等が一般ガス事業者に対してガスを供給する事業の用に供する償却資産を、それぞれ課税標準の特例措置の対象とし、同条第六項の改正は、外国貿易船についての非課税措置を廃止するとともに、課税標準の特例措置を設けようとするものであります。

次は、市町村たばこ消費税の改正であります。

三十九ページ。第四百六十四条第四項の改正は、道府県たばこ消費税と同趣旨の改正であります。次は、電気税及びガス税についてであります。三十九ページから四十ページ。第四百八十九条の改正は、産業用電気に係る電気税の非課税措置のうち、ベンゾール、塩化ビニル等二十四品目に係る措置を廃止しようとするものであります。

四十一ページ。第四百九十条第二項の改正は、

ガスの税率を現行の四％から三％に引き下げようとするものであります。

なお、これらの改正は、昭和五十年六月一日から施行することといたしております。

次は、特別土地保有税の改正であります。

四十一ページ。第五百八十五条第五項の改正は、土地区画整理事業の施行に係る土地について仮使用をする場合に、仮使用地の使用または収益の開

としようとするものであります。

四十一ページから四十三ページ。第五百八十六条第二項第五号の二の改正は、厚生年金基金または厚生年金基金連合会が基金の加入員等の福祉を増進するための特定の施設の用に供する土地を、同項第五号の三の改正は、年金福祉事業団が特定の保養のための総合施設の用に供する土地を、同項第二十一号の改正は、新住宅市街地開発事業の用に供する土地を譲り受けた特定の者が公益的施設の用に供する土地を、同項第二十二号の二及び第二十二号の三の改正は、日本住宅公団等が法律に基づき工業団地造成事業または流通業務団地造成事業の用に供する土地を、それぞれ非課税としようとするものであります。

次は、入湯税の改正であります。

四十五ページ。第七百一条の二の改正は、入湯税の税率を現行の四十円から百円に引き上げようとするものであります。

次は、事業所税についてであります。

四十五ページから九十九ページ。第五節、第七百一条の三から第七百一条の七十四までの規定は、事業所税の創設に伴う規定であります。事業所税は、都市環境の整備及び改善に関する事業に要する費用に充てるため、都、地方自治法に規定する指定都市、首都圏整備法に規定する既成市街地または近畿圏整備法に規定する既成都市区域を有する市及び政令で指定する人口五十万人以上の市、以下「指定都市等」と略称させていただきます。が、課する目的税であります。以下その概要について御説明申し上げます。

四十八ページから五十一ページ。第七百一条の三十二は、事業所税の納税義務者等の規定であります。

事業所税は、事業所等において行う事業または事業所用家屋の新増設に対し、指定都市等が、当該事業を行う者または当該事業所用家屋の建築主に課することといたしております。この場合、事業に係る事業所税は、資産割額と従業員割額の合算額によることとしております。第七百一条の三十四は、事業所税の非課税の規

定であります。

五十一ページ。第一項は、国及び公法人についての人的非課税の規定であります。

五十二ページ。第二項は、公益法人等の収益事業以外の事業についての人的非課税の規定であります。

五十三ページから五十四ページ。第三項は、都市計画法に規定する都市施設で一般的に市町村が行うものと同種のものまたはきわめて収益性の薄いもの、福利厚生施設、農林漁業の生産の用に供する施設、法令をもって明定された国の施策に従って実施する中小企業の共同化等の事業に係る施設等についての非課税の規定であります。

五十四ページ。第四項は、公害防止施設及び消防用設備等に係る資産割りと新増設に係る事業所税の非課税の規定であります。

五十七ページから五十九ページ。第七百一条の三十五から第七百一条の三十九までの規定は、徴税吏員の質問検査権及び納税管理人に関する規定であります。

五十九ページから六十ページ。第七百一条の四十は、事業所税の課税標準の規定であります。事業に係る事業所税の課税標準は、資産割りにあつては課税標準の算定期間の末日現在における事業所床面積、従業者割りにあつては課税標準の算定期間中に支払われた従業者給与総額とし、新増設に係る事業所税の課税標準は、新増設事業所床面積とすることとしております。

六十ページから七十ページ。第七百一条の四十一は、事業所税の課税標準の特例の規定であります。課税標準の特例については、たとえば第一項の表の第六号等に規定する広大な床面積を有することが不可欠な業種で税負担が一般的に著しく過重となると考えられるものについて、資産割りを二分の一ないし四分の一に軽減する等所要の特例を設けることとしております。

七十ページ。第七百一条の四十二は、事業所税の税率の規定であります。事業に係る事業所税の税率は、資産割りにあつては一平方メートルにつ

き三百円、従業者割りにあつては百分の〇・二五とし、新増設に係る事業所税の税率は、一平方メートルにつき五千円とすることとしております。

七十ページから七十二ページ。第七百一条の四十三は、事業所税の免税点の規定であります。事業に係る事業所税については、事業所床面積の合計面積が千平方メートル以下である場合には資産割りを、従業者の数の合計数が百人以下である場合には従業者割りを課することができないこととし、また、新増設に係る事業所税については、新増設事業所床面積が二千平方メートル以下である場合には課することができないこととしております。

また、これらの免税点以下であるかどうかの判定は、事業に係る事業所税については、課税標準の算定期間の末日の、新増設に係る事業所税については、申告納付すべき日の現況によるものとするとしております。

七十二ページから七十四ページ。第七百一条の四十五から第七百一条の四十八までの規定は、事業所税の徴収の方法についての規定であります。事業所税の徴収の方法は、申告納付の方法によるものとし、事業に係る事業所税のうち法人に対して課するものについては各事業年度終了の日から二月以内に、個人に対して課するものについては翌年三月十五日までに申告納付しなければならぬこととし、また、新増設に係る事業所税については、新増設の日から一か月以内に申告納付しなければならぬこととしております。

七十四ページから七十八ページ。第七百一条の五十及び第七百一条の五十一の規定は、事業所税の納税義務の免除等の規定であります。その一は、建築主が事業所用家屋を新増設してから一年以内

に当該事業所用家屋と対応する従前の事業所用家屋について取り壊し等の事情が生じたときは、当該新増設事業所床面積のうち従前の事業所用家屋の床面積に相当する部分に係る新増設に係る事業所税を免除しようとするものであります。その二は、新増設された事業所用家屋が申告納付期限後一年以内に非課税用途に使用され、かつ、非課税

用途として使用が開始されたことにつき指定都市等の長の確認を受けたときは、その部分に係る新増設に係る事業所税を免除しようとするものであります。

七十八ページから七十九ページ。第七百一条の五十二から第七百一条の五十四までの規定は、指定都市等の区域内における事業所等の新設、廃止等について、申告義務を課する規定であります。

八十九ページから九十一ページ。第七百一条の七十三は、事業所税の用途に関する規定であります。事業所税の収入額は、道路、都市高速鉄道等の交通施設、学校、図書館その他の教育文化施設の整備事業等本条に掲げる事業に要する費用に充てなければならぬこととしております。

その他、第七百一条の五十五から第七百一条の七十二まで及び第七百一条の七十四においては、事業所税の賦課徴収に關し必要な事項について規定してあります。

なお、事業所税に関する改正は、昭和五十年十一月一日から施行することとしております。

九十一ページから九十三ページ。第七百三十五條から第七百三十七條までの改正は、特別区の存する区域について都が事業所税を課することができるようになりしよとするものであります。

次は、附則の改正であります。

九十三ページ。附則第三条の二の改正は、第十五條の三の徴収猶予等を受けている法人に対して課する延滞金の年七・三%の割合を、日本銀行の基準割引歩合の引き上げに應じ、年一二・七七%の割合の範囲内で定める割合としよとするものであります。

九十六ページ。附則第十二條の二の改正は、昭和五十年年度分及び昭和五十一年度分の道府県たばこ消費税及び市町村たばこ消費税に限り、課税標準算定の基礎となる額に乘すべき製造たばこの本数については、製造たばこの本数に一定の率を乘じて得た本数としよとするものであります。

九十六ページ。附則第十四條の改正は、外国貨易船に係る固定資産税の非課税措置を廃止しよとするものであります。

とするものであります。

百一ページから百二ページ。附則第三十一條第一項の改正は、紡績糸、捻糸及び織物の製造の用に供する電気に対して課する電気税の軽減措置について、対象となる織物の範囲に、合成繊維、酢酸纖維及び絹を加えるとともに、税率を一律二%とし、適用期間を昭和五十年六月一日から昭和五十二年五月三十一日までとし、同条第三項の改正は、紙の製造の用に供する電気に対して課する電気税の軽減措置の適用期限を昭和五十三年五月三十一日まで延長しよとするものであります。

百二ページから百三ページ。附則第三十二條第三項から第五項までの改正は、昭和五十一年度から実施される自動車排出ガスの規制基準に適合する自動車に係る自動車取得税の税率を昭和五十年四月一日から昭和五十一年三月三十一日まで百分の二、昭和五十一年四月一日から昭和五十一年度

に実施される自動車排出ガスの規制基準の適用猶予期間が終了する六カ月前までは百分の一、それぞれ現行税率から控除した率とするともに、電気自動車については、さきの期間を通じてその税率を現行税率から百分の二控除した率としよとするものであります。

百三ページから百五ページ。附則第三十二條の二の改正は、地域振興整備公団が造成した土地の譲渡を受けた者がその土地に新増設した事業所等の床面積に対しては、当該新増設が昭和五十年十月一日から昭和五十一年九月三十日までの間に行われたときに限り、事業所税を非課税としよとするものであります。

百三ページから百五ページ。附則第三十四條の改正は、土地の長期譲渡所得に対する道府県民税及び市町村民税の課税について、現行分離比例課税制度を適用期限の到来を待って廃止し、五年度間の時限措置として、特別控除後の譲渡益が二十万円以下の部分については道府県民税二%、市町村民税四%の税率により、特別控除後の譲渡益が二十万円を超える部分については譲渡益の四分の三を総合課税した場合の上積み税額により、それ

それ課税しようとするものであります。

百五ページから百七ページ 附則第三十五条の改正は、土地の短期譲渡所得に対する道府県民税及び市町村民税の課税の特例措置の適用期間を昭和五十六年度まで延長しようとするものであります。

百七ページから百九ページ 附則第三十五条の二の改正は、森林施業計画に基づき山林経営を行う個人が山林を現物出資して法人成りする場合の山林所得の課税について、納期限の特例を設けようとするものであります。

百十二ページから百十三ページ 附則第三十七条の改正は、沖繩国際海洋博覧会の開催に伴う特例措置として、外客の旅館における宿泊及びこれに伴う飲食に対し、当該行為が昭和五十年六月一日から昭和五十一年二月二十九日までの間に行われたときに限り、料理飲食等消費税を非課税とするほか、博覧会の用に供する家屋及び償却資産に対する固定資産税を非課税とする等の措置を講じようとするものであります。

以上でございます。

地方交付税法の一部を改正する法律案

(本号末尾に掲載)

○福田(一)國務大臣 ただいま議題となりました地方交付税法の一部を改正する法律案の提案理由とその要旨について御説明申し上げます。

昭和五十年度分の地方交付税については、社会福祉水準の向上、教育の充実等に要する財源の充実に資するため、普通交付税の額の算定に用いる単位費用を改定する等の必要があります。

以上が、この法律案を提出いたしました理由であります。

次に、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

まず、昭和五十年度の普通交付税の算定方法については、児童福祉、老人福祉対策等社会福祉施策の充実その他社会福祉水準の向上に要する経費の財源を措置するとともに、教職員定数の増加、教員給与の改善、教育施設の整備等教育水準の向上に要する経費を増額し、また、市町村道、清掃施設等住民の生活に直結する公共施設の計画的な整備を進めることとするほか、過密対策、過疎対策、交通安全対策、消防救急対策、消費者行政及び土地対策に要する経費を充実することとしております。さらに、公共用地の円滑な取得を図るため、臨時土地対策費を基準財政需要額に算入する

目次中「第五節 都市計画税(第七百二条―第七百二条の七)」

- 第六節 水利地益税、共同施設税、宅地開発税及び国民健康保険税(第七百三条―第七百三十三条)
- 第五節 事業所税
 - 第一款 通則(第七百一条の三十一―第七百一条の三十九)
 - 第二款 課税標準及び税率(第七百一条の四十―第七百一条の四十四)
 - 第三款 申告納付並びに更正及び決定等(第七百一条の四十五―第七百一条の六十二)
 - 第四款 督促及び滞納処分(第七百一条の六十三―第七百一条の六十七)
 - 第五款 犯則取締(第七百一条の六十八―第七百一条の七十二)
 - 第六款 使途等(第七百一条の七十三―第七百一条の七十四)
 - 第六節 都市計画税(第七百二条―第七百二条の七)
 - 第七節 水利地益税、共同施設税、宅地開発税及び国民健康保険税(第七百三条―第七百三十三条)

に改める。

三十三条

第五節第五項中「前項」を「前二項」に、「左」を「次に」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 指定都市等(第七百一条の三十一―第一項第一号の指定都市等をいう。)は、目的税として、事業所税を課するものとする。

こととしております。

以上が、地方交付税法の一部を改正する法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ慎重御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○大西委員長 以上で説明は終わりました。次回は、来る三月四日火曜日、午前十時理事事会、午前十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十一時十八分散会

地方税法の一部を改正する法律案

地方税法の一部を改正する法律

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する

加える。

三 第七百一条の三十三の規定により課された事業所税に係る地方団体の徴収金、その事業所税の賦課の基因となつた事業を法律上行うとみられる者

第十五条の三第一項中「当該提出期限」の下に「の翌日」を加え、同条第三項中「第一項」を「第一項から第三項まで」に改め、同項を同条第七項とし、同条第二項中「前項の」を「第一項から第三項までに規定する」に、「定」を「定め」に改め、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 第一項の規定は、道府県民税若しくは市町村民税の法人税割又は事業税でその徴収の猶予につき第二項又は第三項の規定の適用があるものについては、適用しない。

第十五条の三第一項の次に次の三項を加える。
2 地方団体の長は、法人税法第七十四条第一項(同法第四十五条において準用する場合を含む。)の規定によつて法人税に係る申告書提出する義務がある法人で同法第七十五条の二第一項(同法第四十五条において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けているものが、第五十三条第一項又は第三百二十一条の八第一項の規定により納付すべき当該申告書に係る法人税額を課税標準として算定した道府県民税又は市町村民税の法人税割額及びこれらと併せて納付すべき均等割額(以下本項において「確定法人税割額等」という。)について、当該法人税額の課税標準の算定期間(以下本項において「算定期間」という。)の末日の翌日から二月以内に均等割額に相当する金額を超える金額の見込納付(第十七条の三第一項第二号の規定に該当する納付をいう。以下本項及び次項において同じ。)をした場合において、当該法人が、その残額(以下本項において「見込納付後の税額」という。)のうち当該見込納付をした金額から均等割額を控除した金額に相当する金額を限度として、当該見込納付後の税額に相当する金額以下の道府県民

税又は市町村民税の法人税割額について、当該道府県民税又は市町村民税の法人税割に係る第五十三条第一項又は第三百二十一条の八第一項に規定する申告書の提出期限内に徴収の猶予の申請書を地方団体の長に提出し、かつ、当該法人に係る確定法人税割額等のうち徴収の猶予を申請した税額以外の部分の税額をその納期限内に完納したときは、当該徴収の猶予を申請した税額について、その納期限の翌日から当該算定期間の末日の翌日以後五月を経過した日の前日までの期間を限度としてその申請に係る期間、これらの規定にかかわらず、徴収を猶予するものとする。

3 道府県知事は、第七十二条の二十五第一項又は第七十二条の二十八第一項の規定によつて事業税を納付しなければならない法人で第七十二条の二十五第三項（第七十二条の二十八第二項において準用する場合を含む。以下本項において同じ。）の規定の適用を受けているものが、第七十二条の二十五第一項又は第七十二条の二十八第一項の規定により納付すべき事業税額（以下本項において「確定事業税額」という。）について、当該事業年度終了の日から二月以内に見込納付をした場合において、当該法人が、その残額（以下本項において「見込納付後の税額」という。）のうち当該見込納付をした金額に相当する金額を限度として、当該見込納付後の税額に相当する金額以下の事業税額について、第七十二条の二十五第三項に規定する申告書の提出期限内に徴収の猶予の申請書を道府県知事に提出し、かつ、当該法人に係る確定事業税額のうち徴収の猶予を申請した税額以外の部分の税額をその納期限内に完納したときは、当該徴収の猶予を申請した税額については、その納期限の翌日から当該事業年度終了の日後五月を経過した日の前日までの期間を限度としてその申請に係る期間、同項の規定にかかわらず、徴収を猶予するものとする。

4 法人税法第七十五条の二第八項（同法第四百

十五條において準用する場合を含む。）において準用する同法第七十五条第一項の規定の適用を受けた第二項の法人又は第七十二条の二十五第四項（第七十二条の二十八第二項において準用する場合を含む。）において準用する第七十二条の二十五第二項の規定の適用を受けた前項の法人の当該法人税額の課税標準の算定期間又は当該事業年度に係る第二項又は前項の規定の適用については、これらの規定中「当該算定期間の末日の翌日以後五月を経過した日の前日までの期間」とあり、又は「当該事業年度終了の日後五月を経過した日の前日までの期間」とあるのは、「三月」とする。

第十七条の四第一項第一号中「同じ。」の下に「第五十三条第三項若しくは第三百二十一条の八第三項の規定による申告書（法人税に係る更正又は決定によつて納付すべき法人税額を課税標準として算定した道府県民税又は市町村民税の法人税割額に係るものに限る。）若しくは第七十二条の三十三第三項の規定による修正申告書の提出」を加え、同項第三号中「行なわれた」を「行われた」に改める。

第十七条の五第三項中「行なう」を「行う」に改め、「特別土地保有税」の下に「若しくは事業所税（事業所用家屋（第七百一条の三十一第一項第七号の事業所用家屋をいう。）の新築又は増築に対して課するものに限る。）」を加える。

第二十三条第一項第七号中「十五万円」を「二十万円」に改め、同号ハ中「二分の一に相当する金額」を削り、同項第十一号中「合計所得金額が百五十万円」を「前年の合計所得金額が三百万円」に改める。

第二十四条の五第一項第三号中「五十万円」を「六十万円」に改める。
第三十二条第四項第一号中「二十万円」を「三十万円」に改める。
第三十四条第一項第五号中「一万五千元を超える場合においては、一万五千元とその超える金額（その金額が二万五千元を超えるときは、二万五

千円）の二分の一の金額」を「一万五千元を超える四万円以下である場合には、一万五千元とその超える金額の二分の一に相当する金額との合計額とし、四万円を超える場合には、二万七千五百円とその超える金額（その金額が三万円を超えるときは、三万円）の四分の一に相当する金額」に改め、同項第六号中「十三万円」を「十六万円」に改め、同項第七号中「十九万円」を「十九万円」に改め、同項第十号中「十八万円」を「十六万円」に改め、同項第十一号中「十四万円」を「十九万円」に改め、同項第十二号中「十九万円」を「十九万円」に改め、同項第十三号中「十八万円」を「十九万円」に改め、同項第十四号中「十六万円」を「十九万円」に改める。

第五十三条に次の四項を加える。
12 第一項前段に規定する法人のうち法人税法第七十四条第一項の規定による法人税に係る申告書を提出する義務がある法人は、同法第七十五条の二第二項（同法第七十五条の二第五項において準用する場合を含む。第十五項及び第六十五条において同じ。）の規定により当該申告書の提出期限が延長された場合（同法第七十五条の二第六項（同法第七十五条の二第五項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）により当該提出期限の延長がされたものとみなされた場合を含む。）、同法第七十五条の二第三項（同法第七十五条の二第五項において準用する場合を含む。）の規定により当該申告書の提出期限の延長の処分についての取消し若しくは変更の処分があつた場合又は同法第七十五条の二第五項（同法第七十五条の二第五項において準用する場合を含む。）の規定により同項の届出書を提出した場合（同法第七十五条の二第五項において準用する場合を含む。）には、自治省令で定めるところにより、その旨を道府県知事（二以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人にあつては、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事）に届け出なければならない。

13 二以上の道府県において事務所又は事業所を

有する法人の主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事は、当該法人から前項の規定による届出があつた場合には、その旨を関係道府県知事に通知しなければならない。

14 第十二項の届出又は前項の通知を受けた道府県知事は、その旨を当該道府県の区域内の関係市町村長に通知しなければならない。

15 法人税法第七十四条第一項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第七十五条の二第一項の規定の適用を受けているものについて、同法第七項（同法第四百四十五條において準用する場合を含む。以下本項において同じ。）の規定の適用がある場合には、同法第七十五条の二第七項の規定の適用に係る当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間に限り、当該法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該法人税額について同法第一項の規定の適用がないものとみなして、第七十五条の三及び第二十条の五の二の規定を適用することができる。

第六十四条第一項中「第十五条の三第一項」の下に「又は第二項」を加える。
第六十五条を次のように改める。
（法人の道府県民税に係る納期限の延長の場合の延滞金）

第六十五条 法人税法第七十四条第一項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第七十五条の二第一項の規定の適用を受けているものは、当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間での適用に係るもの所得に対する法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後二月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年七・三パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納

付しなければならぬ。

第六十六条第二項中「第十五条の第三項」の下に「若しくは第二項」を加える。

第七十二条第六項中「左の」を「次の」に改め、同項第一号中「付随」を「付随」に改め、同項第二号中「水産業」の下に「(小規模な水産動植物の採捕の事業として政令で定めるものを除く。)」を加える。

第七十二条の五第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第六号中「南方同胞援護会」を削る。

第七十二条の十四第一項ただし書中「第五号から第八号まで」を「第三号から第六号まで」に改める。

第七十二条の十七第三項第一号中「二十万円」を「三十万円」に改める。

第七十二条の十八第一項及び第二項中「百五十万円」を「百八十万円」に改める。

第七十二条の二十二第八項を次のように改める。

8 道府県は、第一項、第二項及び第六項に規定する標準税率を超える税率で事業税を課する場合には、第二項各号に掲げる区分に応ずる当該各号に掲げる率、第二項に規定する特別法人に係る率及びその他の法人に係る率並びに第六項各号に掲げる区分に応ずる当該各号に掲げる率に、それぞれ一・一を乗じて得た率を超える税率で課することができる。

第七十二条の二十二第九項中「第一項」の下に「第二項」を加える。

第七十二条の二十五第一項中「除く外」を「除くほか」に改め、「同じ」の下に「確定した決算に基づき」を加え、同条第二項中「法人がすべき申告納付は、確定した決算に基いてしなければならない。但し」を削り、「除く」の下に「次項において同じ」を加え、「事由に因つて」を「理由(次項に規定する理由を除く。)」によつて」に改め、「自治省令で定める手続によつて」を削り、同条第五項中「第二項但書」を「第二項及び第三項」に、「当該規定」を「これらの規定」に改

め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 第一項の場合において、同項の法人が、会計監査人の監査を受けなければならないことその他これに類する理由により決算が確定しないため、当該事業年度以後の各事業年度の所得又は収入金額に対する事業税をそれぞれ同項の期間内に申告納付することができない常況にあると認められるときは、当該法人は、事務所又は事業所所在地の道府県知事(二以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人にあつては、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事)の承認を受け、当該事業年度以後の各事業年度の所得又は収入金額に対する事業税を当該各事業年度終了の日から三月以内(特別の事情により各事業年度終了の日から三月以内)に当該各事業年度の決算についての定時總會が招集されないことその他やむを得ない事情があると認められる場合には、当該道府県知事が指定する月数の期間内に申告納付することができる。

4 第二項の規定は、前項の規定の適用を受けている法人が、当該事業年度(第八項の規定の適用に係る事業年度を除く。)につき災害その他やむを得ない理由により決算が確定しないため、前項の期間内に当該事業年度の所得又は収入金額に対する事業税を申告納付することができなると認められる場合について準用する。

8 第三項の規定の適用を受けている法人については当該事業年度終了の日から二月を経過した日以前に災害その他やむを得ない理由が生じた場合には、当該事業年度に限り、同項の規定の適用がないものとみなして、第二項、第十五条の三及び第二十条の五の二の規定を適用することができる。

9 第二項から前項までに定めるものは、第

二項及び第三項の承認の手続その他第二項から前項までの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第七十二条の二十八第一項中「二月以内」の下に「確定した決算に基づき」を加え、同条第二項中「及び第三項」を「から第五項まで、第八項及び第九項」に改める。

第七十二条の二十九第二項、第七十二条の三十二第二項及び第七十二条の三十四中「第七十二条の二十五第三項」を「第七十二条の二十五第五項」に改める。

第七十二条の四十五第一項中「因り」を「より」に改め、「第十五条の第三項」の下に「又は第三項」を加え、同条次に次の一条を加える。

(法人の事業税に係る納期限の延長の場合の延滞金)

第七十二条の四十五の二 第七十二条の二十五第三項(第七十二条の二十八第二項において準用する場合を含む。以下本条において同じ。)の規定の適用を受けている法人は、その適用に係る各事業年度の所得又は収入金額に対する事業税を納付する場合には、当該税額に、当該各事業年度終了の日後二月を経過した日から第七十二条の二十五第三項の規定により延長された当該事業税の申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年七・三パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

第七十二条の六十六第二項中「第十五条の第三項」の下に「若しくは第三項」を加える。

第七十二条の四十一第一項第十二号中「第十九条第一項第一号、第二号、第四号、第五号」を「第十九条第一項第一号から第五号まで」に改める。

第七十二条の六十一第一項中「(政令で定める換地の取得を除く。)」を「(農用地開発公団法(昭和四十九年法律第四十三号)第二十三条第二項において準用する土地改良法第五十四条の二第一項又は第五項の規定による換地の取得を含む。)で政令で定

めるもの」に改め、「土地の取得」の下に「(農用地開発公団法第二十四条第二項において準用する土地改良法第六十六条第一項の規定による土地の取得を含む。)」を加え、同条第三項中「同法第四十条第六項(日本住宅公団法第四十二条の下に「地域振興整備公団法第二十一条の二において準用する場合を含む。以下本項において同じ。)」を加え、「同法同条第九項」を「土地区画整理法第四十条第九項」に改める。

第七十四条第七項を次のように改める。

7 第三項の製造たばこの本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、刻みたばこ、葉巻たばこ及びパイプたばこの本数の算定については、それぞれそのグラムをもつて紙巻たばこの一本に換算するものとする。

第二百四十四条の四第一項中「千二百円」を「千七百円」に改め、同条第二項中「六百円」を「八百五十円」に改める。

第二百四十四条の五第一項中「二千四百円」を「三千四百円」に改める。

第二百四十九条第三項中「二千四百円」を「三千四百円」に、「千二百円」を「千七百円」に改める。

第二百九十二条第一項第七号中「十五万円」を「二十万円」に改め、同号ハ中「二分の一に相当する金額」を削り、同項第十一号中「合計所得金額が百五十万円」を「前年の合計所得金額が三百万円」に改める。

第二百九十五条第一項第三号中「五十万円」を「六十万円」に改める。

第三百十三号第四項第一号中「二十万円」を「三十万円」に改める。

第三百十四号の二第二項第五号中「一万五千元を超える場合においては、一万五千元とその超える金額(その金額が二万五千元を超えるときは、二万五千元)の二分の一の金額」を「一万五千元を超え四万円以下である場合には、一万五千元とその超える金額の二分の一に相当する金額との合計額とし、四万円を超える場合には、二万七千五百円とその超える金額(その金額が三万円を

超えるもの」に改め、「土地の取得」の下に「(農用地開発公団法第二十四条第二項において準用する土地改良法第六十六条第一項の規定による土地の取得を含む。)」を加え、同条第三項中「同法第四十条第六項(日本住宅公団法第四十二条の下に「地域振興整備公団法第二十一条の二において準用する場合を含む。以下本項において同じ。)」を加え、「同法同条第九項」を「土地区画整理法第四十条第九項」に改める。

超えるときは、三万円)の四分の一に相当する金額に改め、同項第六号中「十三万円」を「十六万円」に、「十六万円」を「十九万円」に改め、同項第七号から第九号までの規定中「十三万円」を「十六万円」に改め、同項第十号中「十八万円」を「十九万円」に改め、同項第十一号中「十四万円」を「十七万円」に、「十六万円」を「十九万円」に改め、同条第三項中「十六万円」を「十九万円」に改める。

第三百二十一條の八に次の一項を加える。

12 法人税法第七十四條第一項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第七十五條の二第一項(同法第四十五條において準用する場合を含む。以下本項及び第三百二十七條において同じ。)の規定の適用を受けているものについて、同法第七十五條の二第七項(同法第四十五條において準用する場合を含む。以下本項において同じ。)の規定の適用がある場合には、同法第七十五條の二第七項の規定の適用に係る当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間に限り、当該法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該法人税額について同条第一項の規定の適用がないものとみなして、第十五條の三及び第二十條の五の二の規定を適用することができる。

第三百二十六條を削り、第三百二十七條第一項中「第十五條の三第一項」の下に「又は第二項」を加え、同条を第三百二十六條とし、第三章第一節第四款中同条の次に次の一條を加える。

(法人の市町村民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)

第三百二十七條 法人税法第七十四條第一項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第七十五條の二第一項の規定の適用を受けているものは、当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの所得に対する法人税額を課税標準とし

て算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後二月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年七・三パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

第三百二十九條第二項中「第十五條の三第一項」の下に「若しくは第二項」を加える。

第三百四十三條第六項中「土地改良事業」の下に「農用地開発公団が農用地開発公団法により行う同法第十九條第一項第一号イ又はロの事業を含む。」を加え、「又は規約等」を「若しくは規約等」に、「以下「仮使用地」という」を「以下本項及び第三百八十一條第八項において「仮使用地」という」に改める。

第三百四十八條第二項第二号中「水資源開発公団」の下に「農用地開発公団」を加え、同項第二十号の次に次の一号を加える。

二十の二 年金福祉事業団が年金福祉事業団法第十七條第一号に規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるもの

第三百四十八條第二項第二十八号の次に次の一号を加える。

二十八の二 国際協力事業団が国際協力事業団法第二十一條第一項第一号、第二号又は第四号に規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるもの

第三百四十八條第四項中「地方団体関係団体職員共済組合」の下に「厚生年金基金及び厚生年金基金連合会」を加える。

第三百四十九條の三第二項に次のただし書を加える。

ただし、当該構築物のうち、地方鉄道又は軌道と道路とを立体交差させるために新たに建設された立体交差化施設に係る線路設備で自治省令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、当該線路設備の価格の三分の一(当該線路設備に対して新たに固定資産税が課されることがなつた年度から五年度分の固定資産税については、当該線路設備の価格の六分の一)の額とする。

第三百四十九條の三第三項中「供する償却資産」の下に「(当該ガス事業者を構成員とする中小企業等協同組合その他の政令で定める法人が新設した当該ガス事業者に対してガスを供給する事業の用に供する償却資産を含む。)」を加え、同条第四項中「第七号」を「第八号」に改め、同条第六項中「つばら」を「専ら」に改め、「六分の一の額」の下に「(外航船舶のうち、主として外国貿易のため外国航路に就航する船舶として自治省令で定めるものにあつては、当該額に二分の一を乗じて得た額)」を加える。

第四百四十五條の二第二項中「小型特殊自動車のうち」を「若しくは小型特殊自動車」に改める。

第四百六十四條第四項を次のように改める。

4 前項の製造たばこの本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、刻みたばこ、葉巻たばこ及びパイプたばこの本数の算定については、それぞれそのグラムをもつて紙巻たばこの一本に換算するものとする。

第四百八十九條第一項第二号中「及び砂鉄」を削り、「純鉄及び電解鉄」を「及び純鉄」に改め、同項第七号の二中「水銀鉱」、「タンクステン鉱」、「モリブデン鉱」、「硫黄」、「石こう(天然のものに限る。)」を削り、同項第九号の二中「ベリリウム銅母合金地金」、「タンタル地金(タンタル粉末を含む。)」を削り、「ジルコニウム地金(スポンジジルコニウムを含む。)」及び「希土類地金(イットリウム及びスカンジウムを含むものを含む。)」を「及びジルコニウム地金(スポンジジルコニウムを含む。)」に改め、同項第九号の三を削り、同項第九号の四を同項第九号の三とし、同項第十三号中「過酸化水素」を削り、同項第二十二号中「スチレン」及び「ベンゾ」

ル、トルオール、キシロール」を削り、同項第二十二号の四中「及び無水フタル酸」を「無水フタル酸及びアクリル酸(プロピレンを原料とするものに限る。)」に改め、同項第二十二号の五中「合成ゴム(第二十二号の二のブタジエンを原料とするものに限る。)」及び「及びエチレン・プロピレン・ターポリマーゴム」を削り、同項第二十四号を削り、同項第二十五号を同項第二十四号とし、同項第二十六号を削り、同項第二十七号を同項第二十五号とし、同項第二十八号を同項第二十六号とし、同条第二項中「アクリル酸(プロピレンを原料とするものに限る。)」及び「を削る。」第四百九十九條第二項中「百分の四」を「百分の三」に改める。

第五百八十五條第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 土地区画整理法による土地区画整理事業の施行に係る土地について第三百四十三條第六項に規定する仮使用地がある場合には、当該仮使用地について使用し、又は収益することができるときとなつた日から換地処分公告がある日までの間は、当該仮使用地の使用者による使用又は収益の開始をもつて土地の取得と、当該仮使用地の使用者をもつて当該仮使用地に係る第一項の土地の所有者等とみなすことができる。

第五百八十六條第二項第五号の次に次の二号を加える。

五の二 厚生年金基金又は厚生年金基金連合会が厚生年金保険法第三十條第三項又は第五百九十九條第三項に規定する厚生年金基金の加入員及び加入員であつた者の福祉を増進するための施設で政令で定めるものの用に供する土地

五の三 年金福祉事業団が年金福祉事業団法第十七條第一号に規定する保養のための総合施設で政令で定めるものの用に供する土地

第五百八十六條第二項第十一号中「第九号」を「第十一号」に、「第十四号」を「第十六号」に改め、同項第十八号中「つばら」を「専ら」に、

「第三百四十九条の三の二」を「第三百四十九条の三の二第一項」に改め、同項第二十一号中「定めるもの」の下に「及び当該土地を譲り受けた者が政令で定めるものが同条第七項に規定する公益的施設で政令で定めるものに供する土地」を加え、同項第二十二号の次に次の二号を加える。

二十二の二 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律（昭和三十三年法律第九十八号）第二条第六項又は近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（昭和三十九年法律第四百四十五号）第二条第四項に規定する工業団地造成事業の施行者が当該事業の用に供する土地で政令で定めるもの

二十二の三 流通業務市街地の整備に関する法律第二条第二項に規定する流通業務団地造成事業の施行者が当該事業の用に供する土地で政令で定めるもの

第五百八十六條第二項第二十八号中「第五号」の下に「及び第五号の三」を加え、同項第二十九号中「第五号」の下に「第五号の二」を加え、同条第三項中「第三百四十九条の三の二」を「第三百四十九条の三の二第一項」に改める。

第五百九十六條第二号中「第五百八十五條第五項」の下に「若しくは第六項」を加える。

第七百條の十四号中「当該道府県の条例で定める事項を記載した申告書」を「必要な事項を記載した申告書」に改め、同条に次の一項を加える。
2 前項各号に規定する申告書の様式は、自治省令で定める。
第七百一條の二中「四十円」を「百円」に改める。

第四章中第六節を第七節とし、第五節を第六節とし、第四節の次に次の一節を加える。

第五節 事業所税

第一款 通則

（事業所税）
第七百一條の三十 指定都市等は、都市環境の整備及び改善に関する事業に要する費用に充てる

ため、事業所税を課するものとする。
（用語の意義）

第七百一條の三十一 事業所税について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
一 指定都市等 次に掲げる市をいう。
イ 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市

ロ イに掲げる市以外の市で首都圏整備法第二条第三項に規定する既成市街地又は近畿圏整備法第二条第三項に規定する既成都市区域を有するもの
ハ イ及びロに掲げる市以外の市で人口（官報で公示された最近の国勢調査の結果による人口その他これに準ずるものとして政令で定める人口をいう。）五十万以上のもののうち政令で指定するもの

二 資産割 事業所床面積を課税標準として課する事業所税をいう。
三 従業者割 従業者給与総額を課税標準として課する事業所税をいう。
四 事業所床面積 事業所用家屋の床面積として政令で定める床面積をいう。

五 従業者給与総額 事務所又は事業所（以下本節において「事業所等」という。）の従業者（役員を含むものとし、第二百九十二条第一項第九号の障害者及び年齢六十歳以上の者（役員を除く。）を除く。以下本号及び第七百一條の四十三において同じ。）に対して支払われる俸給、給料、賃金及び賞与並びにこれらの性質を有する給与（以下本号及び次項において「給与等」という。）の総額（事業所等の従業者のうち、第三百十三條第四項に規定する事業専従者がある場合には、その者に係る同条第五項に規定する事業専従者控除額を含むものとし、年齢五十五歳以上六十歳未満の者のうち雇用保険法その他の法令の規定に基づき、国の雇用に関する助成に係る者で政令で定めるもの（次項において「雇用改善助成

対象者」という。）がある場合には、その者の給与等の額の二分の一に相当する額を除く。）をいう。

六 新增設事業所床面積 新築又は増築（家屋（第三百四十一条第三号の家屋をいう。以下本節において同じ。）の床面積を増加することを含むものとし、年齢五十五歳以上六十歳未満の者のうち雇用保険法その他の法令の規定に基づき、国の雇用に関する助成に係る者で政令で定めるもの（次項において「雇用改善助成対象者」という。）がある場合には、その者の給与等の額の二分の一に相当する額を除く。）をいう。以下本節において同じ。）に係る事業所用家屋の床面積として政令で定める床面積をいう。

七 事業所用家屋 家屋の全部又は一部で人の居住の用に供するもの以外のもの（事業所等において行方事業に対して課する事業所税にあつては、当該家屋の全部又は一部で現に事業所等の用に供するもの）をいう。
八 建築主 家屋に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。
九 事業年度 第七十二条の十三に規定する事業年度をいう。

十 個人に係る課税期間 個人の行方事業に対して課する事業に係る事業所税の課税標準の算定の基礎となる期間をいい、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる期間とする。
イ ロからニまでに掲げる場合以外の場合
その年の一月一日から十二月三十一日まで
ロ 年の中途において事業を廃止した場合（ニの場合を除く。） その年の一月一日から当該廃止の日まで
ハ 年の中途において事業を開始した場合（ニの場合を除く。） 当該開始の日からその年の十二月三十一日まで
ニ 年の中途において事業を開始し、その年の中途において事業を廃止した場合 当該開始の日から当該廃止の日まで

2 前項第五号の場合において、第二百九十二条第一項第九号の障害者、年齢六十歳以上の者又は雇用改善助成対象者であるかどうかの判定は、その者に対して給与等が支払われる時の現況によるものとする。

（事業所税の納税義務者等）
第七百一條の三十二 事業所税は、事業所等において法人若しくは個人の行方事業又は事業所用家屋の新築若しくは増築に対し、当該事業所等又は事業所用家屋所在の指定都市等において、当該事業を行う者又は当該事業所用家屋の建築主に課する。この場合において、事業所等において法人又は個人の行方事業に対して課する事業所税（以下本節において「事業に係る事業所税」という。）は、資産割額及び従業者割額の合算額によつて課する。

2 事業所用家屋の増築（次項の規定によつて新築とみなされるものを含む。以下本項及び第七百一條の四十三第三項において同じ。）があり、当該増築について同項後段の規定の適用がある場合において、当該増築に係る新增設事業所床面積（第七百一條の三十四の規定中事業所用家屋の新築又は増築に対して課する事業所税（以下本節において「新增設に係る事業所税」という。）に関する部分の規定の適用を受けるものを除く。以下本項において同じ。）と当該増築をした日前二年以内に行われた当該増築をした者が建築主である当該事業所用家屋についての新築又は増築（以下本項において「前の新增築」という。）に係る新增設事業所床面積との合計面積が二千平方メートルを超えることとなるときは、当該増築がされた日において当該前の新增築（既に第七百一條の四十八の規定により新增設に係る事業所税を申告納付した、又は申告納付すべきであつたものを除く。）がされたものとみなして、本節中新增設に係る事業所税に関する規定を適用す。

3 家屋の全部又は一部（その新築又は増築につき既に第七百一條の四十八の規定により新增設に係る事業所税を申告納付した、又は申告納付すべきであつたものを除く。）について、その新築又は増築（本項の規定により新築又は増築とみなされるものを除く。）の日から五年以内に、

譲渡（当該譲渡による取得につき次項の規定の適用があるものその他政令で定めるものを除くものとし、所有権の移転の基となる行為又は事実で譲渡以外のものうち法人の合併その他政令で定めるものを含む。以下本項において同じ。）又は用途の変更（政令で定めるものに限る。以下本項において同じ。）があつたときは、当該譲渡又は用途の変更があつた日において当該新築又は増築（当該譲渡又は用途の変更につき政令で定める事情があるときは、当該家屋の全部又は一部で政令で定める部分に係るものに限る。）があつたものとみなし、当該譲受人又は所有者を建築主とみなして、本節中新増設に係る事業所税に関する規定を適用する。

4 都市再開発法による市街地再開発事業の施行に伴う同法第二条第八号に規定する施設建築物の一部のうち同法第七十三条第一項第三号に規定する宅地、借地権又は建築物に対応して与えられるもの以外のもの（以下本項及び第七百一条の三十四第八項第二号において「従前の宅地等」に対応しない施設建築物の一部」という。）で事業所等の用に供するもの（取得その他これに準ずるものとして政令で定める家屋の一部で事業所等の用に供するもの）の取得があつた場合には、当該取得があつた日において当該従前の宅地等に対応しない施設建築物の一部又は家屋の一部で事業所等の用に供するもの（第七百一条の四十一第四項において「従前の宅地等」に対応しない施設建築物の一部等で事業所等の用に供するもの」という。）の新築があつたものとみなし、当該取得者を建築主とみなして、本節中新増設に係る事業所税に関する規定を適用する。

5 特殊関係者（親族その他の特殊の関係のある個人又は同族会社（これに類する法人を含む。）で政令で定めるものをいう。以下本項において同じ。）を有する者がある場合において、当該特殊関係者が行う事業又は当該特殊関係者が建築主である事業所用家屋の新築若しくは増築について政令で定める特別の事情があるときは、事

業所税の賦課徴収については、当該事業又は当該新築若しくは増築は、その者及び当該特殊関係者の共同事業又は共同行為とみなす。

6 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの（以下本節において「人格のない社団等」という。）は、法人とみなして、本節中法人に関する規定を適用する。

（事業を行う者が名義人である場合における事業に係る事業所税の納税義務者）
第七百一条の三十三 法律上事業所等において事業を行うとみられる者が単なる名義人であつて、他の者が事実上当該事業を行つてると認められる場合には、当該事業に対し課する事業所税に係る事業所税は、当該他の者に課するものとする。

（事業所税の非課税の範囲）
第七百一条の三十四 指定都市等は、国及び法人税法第二条第五号の公共法人に対しては、事業所税を課することができない。

2 指定都市等は、法人税法第二条第六号の公益法人等又は人格のない社団等が事業所等において行う事業のうち収益事業以外の事業に係る事業所床面積及び従業者給与総額並びに事業所用家屋で当該事業に係るもの（新築又は増築でこれらの者が建築主であるもの）に係る新増設事業所床面積に対しては、事業所税を課することができない。

3 指定都市等は、次の各号に掲げる施設に係る事業所床面積及び従業者給与総額に対しては事業に係る事業所税を、事業所用家屋で当該施設に係るもの（新築又は増築で当該施設に係る事業を行う者が建築主であるもの）に係る新増設事業所床面積に対しては新増設に係る事業所税を課することができない。

- 一 日本原子力研究所、理化学研究所又は日本科学技術情報センターがその本来の事業の用に供する施設
- 二 証券取引所又は商品取引所がその本来の事業の用に供する施設

三 博物館法第二条第一項に規定する博物館その他政令で定める教育文化施設
四 公衆浴場法（昭和二十三年法律第三百三十九号）第一条第一項に規定する公衆浴場で政令で定めるもの
五 畜場法（昭和二十八年法律第一百四十四号）第二条第二項に規定すると畜場
六 へい獣処理場等に関する法律（昭和二十三年法律第四百十号）第一条第四項に規定するへい獣取扱場
七 水道法第三条第七項に規定する水道施設
八 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第七条第一項の規定による許可を受けて、又は同項ただし書の規定により市町村の委託を受けて行う一般廃棄物の収集、運搬又は処分等の事業の用に供する施設

九 医療法第一条に規定する病院及び診療所並びに看護婦、准看護婦、歯科衛生士その他政令で定める医療関係者の養成所
十 社会福祉事業法第二条第一項に規定する社会福祉事業の用に供する施設、生活保護法第三十八条に規定する保護施設、児童福祉法第七条に規定する児童福祉施設、老人福祉法第十四条に規定する老人福祉施設及び身体障害者福祉法第五条第一項に規定する身体障害者更生援護施設

十一 農業、林業又は漁業を営む者が直接その生産の用に供する施設で政令で定めるもの
十二 農業協同組合、水産業協同組合、森林組合その他政令で定める法人が農林水産業者の共同利用に供する施設で政令で定めるもの
十三 農業倉庫法（大正六年法律第十五号）第一条第一項に規定する農業倉庫業者又は同法第十九条第一項に規定する連合農業倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫
十四 卸売市場法第二条第二項に規定する卸売市場及びその機能を補完するものとして政令で定める施設

十五 繊維工業構造改善臨時措置法第四条第一

項第一号に規定する特定組合が作成して同項又は同条第二項の規定による承認を受けた構造改善事業計画に基づき当該特定組合又はその直接若しくは間接の構成員である組合が設置する共同施設
十六 伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和四十九年法律第五十七号）第三条第一項に規定する協同組合等が作成して同項の規定による認定を受けた振興計画に基づき当該協同組合等又はその直接若しくは間接の構成員である組合が設置する共同施設
十七 石油パイプライン事業法（昭和四十七年法律第五十五号）第二条第三項に規定する石油パイプライン事業の用に供する施設で政令で定めるもの
十八 熱供給事業法第二条第二項に規定する熱供給事業の用に供する施設で政令で定めるもの
十九 電気事業法第二条第五項に規定する電気事業の用に供する施設で政令で定めるもの
二十 ガス事業法第二条第五項に規定するガス事業の用に供する施設で政令で定めるもの
二十一 中小企業近代化促進法第五条の第二項に規定する特定業種に属する事業を行う中小企業者を構成員とする同項に規定する商工組合等が作成して同項の規定による承認を受けた中小企業構造改善計画に基づく構造改善事業の用に供する施設

二十二 中小企業振興事業法第二十条第一項第二号イ又はロの中小企業構造の高度化に寄与する事業で政令で定めるものを行う者が都道府県又は中小企業振興事業団から同号イ又はロの資金の貸付け（これらに準ずるもの）として政令で定める資金の貸付けを含む。）又は施設の譲渡を受けて当該事業を実施する場合における当該事業の用に供する施設で政令で定めるもの
二十三 下請中小企業振興法第五条第一項に規定する特定下請組合が同項の規定による承認

を受けた下請中小企業振興事業計画に基づき設置する同条第三項に規定する共同利用施設及び租税特別措置法第十一条第一項の表の第十一号に掲げる個人又は同法第四十三条第一項の表の第十六号に掲げる法人が中小小売商業振興法第四条第一項から第三項までの規定による認定を受けた同条第四項に規定する高度化事業計画に基づく高度化事業の用に供する施設で政令で定めるもの

二十四 地方鉄道法又は軌道法の規定による地方鉄道業者又は軌道経営者がその本来の事業の用に供する施設で政令で定めるもの

二十五 道路運送法第八条第一項に規定する一般自動車運送事業者で同法第三条第二項第一号、第四号若しくは第五号に掲げる事業を経営するもの又は通運事業法（昭和二十四年法律第二百四十一号）第二条第二項に規定する通運事業を経営する者がその本来の事業の用に供する施設で政令で定めるもの

二十六 自動車ターミナル法（昭和三十四年法律第三百三十六号）第二条第四項に規定するバスターミナル又はトラックターミナルの用に供する施設で政令で定めるもの

二十七 国際路線に就航する航空機が使用する公共の飛行場に設置される施設で当該国際路線に係るものとして政令で定める施設

二十八 国際電信電話株式会社（その本来の事業の用に供する施設で政令で定めるもの）

二十九 勤労者の福祉厚生施設で政令で定めるもの

三十 駐車場法第二条第二号に規定する路外駐車場

四 指定都市等は、次の各号に掲げる施設に係る事業所床面積に対しては資産割を、事業所用家屋で当該施設に係るものの新築又は増築に係る新增設事業所床面積に対しては新增設に係る事業所税を課することができる。

一 事業活動に伴つて生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他公害の防止のための施設

で政令で定めるもの

二 百貨店、旅館その他の消防法第十七条第一項に規定する防火対象物で多数の者が出入するものとして政令で定めるものに設置される同項に規定する消防用設備等が政令で定めるもの（以下本号において「消防用設備等」という。）及び建築基準法第三十五条に規定する避難施設その他の政令で定める防災に関する施設又は設備（消防用設備等を除く。）のうち政令で定める部分

五 指定都市等は、都市再開発法第七十三条第一項第二号若しくは第七号に規定する者又はこれらに準ずる者として政令で定める者で、中小小売商業振興法第二条に規定する中小小売商業業者であるものが都市再開発法第二条第二号に規定する施行者から譲渡を受けた同法第二条第八号に規定する施設建築物の一部又はこれに準ずる家屋の一部で政令で定めるものにおいて、これらの者が行う中小小売商業振興法第四条第四項第一号に規定する高度化事業（同項に規定する高度化事業計画に準ずるものとして政令で定める計画に基づくものに限る。）の用に供する施設で政令で定めるものに係る事業所床面積及び従業者給与総額に対しては、事業に係る事業所税を課することができる。

六 指定都市等は、民法第三十四条の法人が国から経営の委託を受けた施設で政令で定めるものに係る事業所床面積に対しては、資産割を課することができる。

七 指定都市等は、港湾運送事業法（昭和二十六年法律第六十一号）第四条第一項の規定による免許を受けた港湾運送事業者がその本来の事業の用に供する施設で政令で定めるものに係る従業者給与総額に対しては、従業者割を課することができる。

八 指定都市等は、次の各号に掲げる新築又は新築とみなされる取得に係る新增設事業所床面積に対しては、新增設に係る事業所税を課することができる。

一 防災建築街区造成組合が建築主である防災建築物（都市再開発法附則第四条第二項の規定によりなおその効力を有することとされる旧防災建築街区造成法（昭和三十六年法律第一百十号）第二条第二号に規定する防災建築物で事業所等の用に供するものをいう。第七百一条の四十一第四項において同じ。）の新築で同法第三条の規定に基づき指定された防災建築街区（第七百一条の四十一第四項において「防災建築街区」という。）の区域内において行われたもの

二 都市再開発法第七十三条第一項第二号若しくは第七号に規定する者又はこれらに準ずる者として政令で定める者で、中小小売商業振興法第二条に規定する中小小売商業業者であるものが都市再開発法第二条第二号に規定する施行者から譲渡を受けた従前の宅地等に対応しない施設建築物の一部又はこれに準ずる家屋の一部で政令で定めるもののうち、これらの者が中小小売商業振興法第四条第四項に規定する高度化事業計画に準ずるものとして政令で定める計画に基づく同項第一号に規定する高度化事業の用に供するもので、その譲渡による取得につき第七百一条の三十二第四項の規定の適用を受けるものの同項の規定により新築とみなされる取得

九 指定都市等は、事業所用家屋で第三項第十四号に掲げる施設に係るもの新築又は増築のうち、当該施設に係る事業を行う者に当該施設を利用させる事業を行うことを目的として設立された法人で政令で定めるものが建築主であるものに係る新增設事業所床面積に対しては、新增設に係る事業所税を課することができる。

十 第二項から前項までに規定する場合において、これらの規定（事業に係る事業所税に関する部分に限る。）の適用を受ける事業であるかどうかの判定は課税標準の算定期間（法人に係るものにあつては、事業年度とし、個人に係るものにあつては、個人に係る課税期間とする。以下

下本節において同じ。）の末日の、これらの規定（新增設に係る事業所税に関する部分に限る。）の適用を受ける新築又は増築であるかどうかの判定は第七百一条の四十八の規定により申告納付すべき日の現況によるものとする。

十一 前項に定めるもののほか、第二項の法人が同一の事業所等において収益事業と収益事業以外の事業とを併せ行つた場合における事業所床面積又は従業者給与総額についての同項の規定の適用を受けるものと受け付けないものととの区分に必要事項、同項の収益事業の範囲その他同項から第九項までの規定の適用に必要事項は、政令で定める。

（事業所税に係る徴税吏員の質問検査権）第七百一条の三十五 指定都市等の徴税吏員は、事業所税の賦課徴収に関する調査のために必要がある場合には、次に掲げる者に質問し、又は第一号若しくは第二号の者の帳簿書類その他の物件を検査することができる。

一 納税義務者又は納税義務があると認められる者

二 前号に掲げる者に金銭若しくは物品を給付する義務があると認められる者又は同号に掲げる者から金銭若しくは物品を受け取る権利があると認められる者

三 前二号に掲げる者以外の者で当該事業所税の賦課徴収に直接関係があると認められるもの

二 前項の場合には、当該徴税吏員は、その身分を証明する証書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

三 事業所税に係る滞納処分に関する調査については、第一項の規定にかかわらず、第七百一条の六十五第六項の定めるところによる。

四 第一項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（事業所税に係る検査拒否等に関する罪）第七百一条の三十六 次の各号の一に該当する者

は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 前条の規定による帳簿書類その他の物件の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

二 前条第一項の帳簿書類で虚偽の記載をしたものを提示した者

三 前条の規定による徴税吏員の質問に対し答弁をしない者又は虚偽の答弁をした者

2 法人の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。第七百一条の三十八第二項、第七百一条の五十三第二項、第七百一条の五十六第三項、第七百一条の六十六第四項及び第七百一条の六十七第二項において同じ。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金を科する。

3 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

（事業所税の納税管理人）
第七百一条の三十七 事業所税の納税義務者は、納税義務を負う指定都市等の区域内に住所、居所又は事業所等を有しない場合には、納税に関する一切の事項を処理させるため、当該指定都市等の条例で定める地域内に居住する者のうちから納税管理人を定め、これを指定都市等の長に申告しなければならない。納税管理人を変更した場合には、また、同様とする。

（事業所税の納税管理人に係る虚偽の申告に関する罪）
第七百一条の三十八 前条の規定によつて申告すべき納税管理人について虚偽の申告をした者は、三万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合に

は、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金を科する。

3 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

（事業所税の納税管理人に係る不申告に関する過料）
第七百一条の三十九 指定都市等は、事業所税の納税義務者が第七百一条の三十七の規定によつて申告すべき納税管理人について正当な理由がなくて申告をしなかつた場合には、その者に対し、当該指定都市等の条例で三万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

（事業所税の課税標準）
第七百一条の四十一 事業に係る事業所税の課税標準は、資産額にあつては、課税標準の算定期間の末日現在における事業所床面積（当該課税標準の算定期間の月数が十二月に満たない場合には、当該事業所床面積を十二で除して得た面積に当該課税標準の算定期間の月数を乗じて得た面積。次項において同じ。）とし、従業者割にあつては、課税標準の算定期間中に支払われた従業者給与総額とする。

2 次の各号に掲げる事業所等において行う事業に対して課する資産割の課税標準は、前項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める面積とする。

一 課税標準の算定期間の中で中途において新設された事業所等（第三号の事業所等を除く。）当該課税標準の算定期間の末日における事業所床面積に当該新設の日の属する月の翌月から当該課税標準の算定期間の末日の属する月までの月数の当該課税標準の算定期間の月数に対する割合を乗じて得た面積

二 課税標準の算定期間の中で中途において廃止された事業所等（次号の事業所等を除く。）当該

廃止の日における事業所床面積に当該課税標準の算定期間の開始の日の属する月から当該廃止の日の属する月までの月数の当該課税標準の算定期間の月数に対する割合を乗じて得た面積

三 課税標準の算定期間の中で中途において新設された事業所等であつて当該課税標準の算定期間の中途において廃止されたもの、当該廃止の日における事業所床面積に当該新設の日の属する月の翌月から当該廃止の日の属する月までの月数の当該課税標準の算定期間の月数に対する割合を乗じて得た面積

3 新増設に係る事業所税の課税標準は、新増設事業所床面積とする。

4 第一項及び第二項の課税標準の算定期間の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

（事業所税の課税標準の特例）
第七百一条の四十二 次の表の各号の第一欄に掲げる施設に係る事業所等において行う事業に対して課する資産割若しくは従業者割又は当該事業

業に係る事業所用家屋の新築若しくは増築で当該事業を行う者が建築主であるものに対して課する新増設に係る事業所税の課税標準となるべき事業所床面積若しくは従業者給与総額又は新増設事業所床面積の算定については、当該資産割若しくは従業者割又は新増設に係る事業所税につき、それぞれ当該各号の第二欄から第四欄までに割合が定められている場合には、当該施設に係る事業所等に係る事業所床面積若しくは従業者給与総額（第七百一条の三十四（事業に係る事業所税に関する部分に限る。）の規定の適用を受けるものを除く。以下本項において同じ。）又は当該新築若しくは増築に係る新増設事業所床面積（同条（新増設に係る事業所税に関する部分に限る。）の規定の適用を受けるものを除く。以下本項において同じ。）から当該各号の第二欄から第四欄までに掲げる割合を乗じて得た面積又は金額を控除するものとする。

施設	資産割に係る割合	従業者割に係る割合	新増設に係る事業所税に係る割合
一 法人税法第二条第七号の協同組合等がその本来の事業の用に供する施設	二分の一	二分の一	二分の一
二 民法第三十四条の法人が国から経営の委託を受けた施設で政令で定めるもの	二分の一	二分の一	二分の一
三 学校教育法第八十三条第一項に規定する各種学校（学校法人又は私立学校法第六十四条第四項の法人が設置するものを除く。）において直接教育の用に供する施設	二分の一	二分の一	二分の一
四 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条第一項の規定による許可を受けて行う産業廃棄物の収集、運搬又は処分等の事業その他公害防止のための事業で政令で定めるものの用に供する施設で政令で定めるもの	二分の一	二分の一	二分の一
五 家畜取引法（昭和三十一年法律第二百二十三号）第二条第三項に規定する家畜市場	四分の三	二分の一	四分の三

<p>六 大規模な野菜の低温貯蔵庫その他の生鮮食料品の価格安定に資することを目的として設置される施設で政令で定めるもの</p>	<p>四分の三</p>		<p>四分の三</p>
<p>七 生鮮食料品等の円滑な流通を確保するために整備を必要とする施設で政令で定めるもの（前号に掲げるものを除く）</p>			<p>二分の一</p>
<p>八 みそ、しょうゆ若しくは食用酢又は酒類（酒税法（昭和二十八年法律第六号）第二条第一項に規定する酒類をいう）の製造業者が直接これらの製造の用に供する施設で政令で定めるもの</p>	<p>四分の三</p>		<p>四分の三</p>
<p>九 木材取引のために開設される市場で政令で定めるもの又は木材の販売若しくは製材を業とする者がその事業の用に供する木材の保管施設で政令で定めるもの</p>	<p>四分の三</p>		<p>四分の三</p>
<p>十 日本開発銀行法（昭和二十六年法律第八号）第十八条第一項第一号の規定による資金の貸付け若しくは同項第五号の規定による資金の出資、国民金融公庫法（昭和二十四年法律第四十九号）第十八条第一項の規定による資金の貸付け、中小企業金融公庫法（昭和二十八年法律第三十八号）第十九条第一項の規定による資金の貸付け又は北海道東北開発公庫法（昭和三十一年法律第九十七号）第十九条の規定による資金の出資若しくは融通を受けて設置される総合的な流通業務施設又は購買施設で政令で定めるもの（第二十二号に掲げるものを除く）</p>			<p>二分の一</p>
<p>十一 地域振興整備公団法第十九条第一項第四号の規定により地域振興整備公団が造成した土地の譲渡を受けて当該土地に設置される事業所等において行う事業の用に供する施設で政令で定めるもの</p>	<p>二分の一</p>	<p>二分の一</p>	<p>二分の一</p>
<p>十二 旅館業法第二条第二項に規定するホテル営業又は同条第三項に規定する旅館営業の用に供する施設で政令で定めるもの（次号に掲げるものを除く）</p>	<p>二分の一</p>		<p>二分の一</p>
<p>十三 港湾法第二条第五項に規定する港湾施設のうち同項第四号、第五号、第七号又は第八号の二に掲げる施設で政令で定めるもの</p>	<p>二分の一</p>		<p>二分の一</p>
<p>十四 港湾法第二条第五項に規定する港湾施設のうち同項第六号又は第八号に掲げる施設で政令で定めるもの</p>	<p>四分の三</p>	<p>二分の一</p>	<p>四分の三</p>
<p>十五 外国貿易のため外国航路に就航する船舶により運送されるコンテナ貨物に係る荷さばきの用に供する施設（前号に掲げるものを除く）</p>	<p>二分の一</p>		<p>二分の一</p>
<p>十六 港湾運送事業法第二条第二項に規定する港湾運送事業のうち同法第三条第一号又は第四号に掲げる一般港湾運送事業又は沿岸荷役事業の用に供する上屋（第十四号に掲げるものを除く）</p>	<p>二分の一</p>		<p>二分の一</p>
<p>十七 倉庫業法（昭和三十一年法律第二百一十一号）第六条第一項に規定する倉庫業者（第二十三号において「倉庫業者」という）がその本来の事業の用に供する倉庫（第十四号及び第二十三号に掲げるものを除く）</p>	<p>四分の三</p>		<p>四分の三</p>
<p>十八 道路運送法第三条第二項第三号に掲げる事業（タクシー業務適正化臨時措置法（昭和四十五年法律第七十五号）第二条第三項に規定するタクシー事業に限る）の用に供する施設で政令で定めるもの</p>	<p>二分の一</p>	<p>二分の一</p>	<p>二分の一</p>
<p>十九 公共の飛行場に設置される施設（第七百一条の三十四第三項第二十七号に掲げるものを除く）で政令で定めるもの</p>	<p>二分の一</p>	<p>二分の一</p>	<p>二分の一</p>
<p>二十 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律第八条の二に規定する第一種区域内において同法第九条の三第二項に規定する空港周辺整備計画に従つて整備される土地に設置される施設で政令で定めるもの</p>			<p>二分の一</p>
<p>二十一 駐車場法第二十条第一項若しくは第二項又は第二十条の二第一項の規定に基づく条例で定めるところにより設置される駐車施設</p>			<p>二分の一</p>
<p>二十二 流通業務市街地の整備に関する法律第四条第一項に規定する流通業務地区内に設置される同法第五条第一項第一号、第三号から第五号まで又は第七号に掲げる施設で政令で定めるもの（前号及び次号に掲げるものを除く）</p>	<p>二分の一</p>	<p>二分の一</p>	<p>二分の一</p>
<p>二十三 流通業務市街地の整備に関する法律第四条第一項に規定する流通業務地区内に設置される倉庫で倉庫業者がその本来の事業の用に供するもの</p>	<p>四分の三</p>	<p>二分の一</p>	<p>四分の三</p>
<p>2 心身障害者を多数雇用するものとして政令で定める事業所等において行う事業に対して課す</p>			

る資産割又は当該事業に係る事業所用家屋の新築若しくは増築で当該事業を行う者が建築主であるものに対して課する新増設に係る事業所税の課税標準となるべき事業所床面積又は新増設事業所床面積の算定については、当該事業に係る事業所床面積（第七百一条の三十四（事業に係る事業所税に関する部分に限る。）の規定の適用を受けるものを除く。以下本項において同じ。）又は当該新築若しくは増築に係る新増設事業所床面積（同条（新増設に係る事業所税に関する部分に限る。）の規定の適用を受けるものを除く。以下本項において同じ。）からそれぞれ当該事業所床面積又は新増設事業所床面積の二分の一に相当する面積を控除するものとする。

3 事業所用家屋の所有者が当該事業所用家屋を取り壊した場合又は事業所用家屋について土地収用法に基づく収用その他これに準ずる政令で定める事情（以下本項において「収用等の事情」という。）が生じた場合において、当該取壊しが完了し、又は当該収用等の事情が生じた日から二年以内に、指定都市等の区域内において当該取壊しが行われた、又は当該収用等の事情が生じた事業所用家屋（以下本項において「従前の事業所用家屋」という。）の所有者が建築主である事業所用家屋で当該従前の事業所用家屋に代わるものと認められるもの新築又は増築（従前の事業所用家屋で取壊しが行われたものに代わるものと認められる事業所用家屋の新築又は増築にあつては、当該従前の事業所用家屋が当該指定都市等の区域内に所在していた場合に限る。）があつたときにおける当該新築又は増築に対して課する新増設に係る事業所税の課税標準となるべき新増設事業所床面積の算定については、当該新築又は増築に係る新増設事業所床面積の算定に於いては、当該新築又は増築に関する部分に限る。）の規定の適用を受けるものを除く。）から当該従前の事業所用家屋の政令で定める部分の床面積に相当する面積を控除するものとする。

2 従前の宅地等に対応しない施設建築物の一部等事業所等の用に供するものうちその取得につき第七百一条の三十二第四項の規定の適用を受けるものの同項の規定により新築とみなされる取得又は防災建築物の新築で防災建築物の区域内において行われたものに対して課する新増設に係る事業所税の課税標準となるべき新増設事業所床面積の算定については、当該新築とみなされる取得又は新築に係る新増設事業所床面積（第七百一条の三十四（新増設に係る事業所税に関する部分に限る。）の規定の適用を受けるものを除く。）から当該面積の二分の一に相当する面積を控除するものとする。

5 事業所用家屋で日本勤労者住宅協会法（昭和四十一年法律第百三十三号）第二十三条第四号の施設に係るもの新築若しくは増築又は事業所用家屋で次の各号に掲げる施設に係るものうち当該各号に規定する者からの譲渡により取得されたもので、その取得につき第七百一条の三十二第三項の規定の適用を受けるもの同項の規定により新築若しくは増築とみなされる取得に対して課する新増設に係る事業所税の課税標準となるべき新増設事業所床面積の算定については、当該新築若しくは増築又は新築若しくは増築とみなされる取得に係る新増設事業所床面積（第七百一条の三十四（新増設に係る事業所税に関する部分に限る。）の規定の適用を受けるものを除く。）から当該面積の二分の一に相当する面積を控除するものとする。

二 地方住宅供給公社法第二十一条第三項第五号の施設で地方住宅供給公社が新築又は増築をしたもの

三 公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第二条第二号に規定する公営住宅又は住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）第二条第六項に規定する改良住宅に係るこれらの住宅の居住者の利便に供する施設で地方公共団体が新築又は増築をしたもの

6 事業所用家屋で第一項の表の第九号、第十号、第十四号、第十六号、第十七号、第二十二号又は第二十三号に掲げる施設に係るもの新築又は増築のうち、当該施設に係る事業を行う者に当該施設を利用させる事業を行うことを目的として設立された法人で政令で定めるものが建築主であるものに対して課する新増設に係る事業所税の課税標準となるべき新増設事業所床面積の算定については、当該新築又は増築に係る新増設事業所床面積（第七百一条の三十四（新増設に係る事業所税に関する部分に限る。）の規定の適用を受けるものを除く。）から当該面積の二分の一（同項の表の第九号、第十四号、第十七号又は第二十三号に掲げる施設に係るものにあつては、当該面積の四分の三）に相当する面積を控除するものとする。

7 前各項の場合において、これらの規定（事業に係る事業所税に関する部分に限る。）の適用を受ける事業であるかどうかの判定は課税標準の算定期間の末日の、これらの規定（新増設に係る事業所税に関する部分に限る。）の適用を受ける新築又は増築であるかどうかの判定は第七百一条の四十八の規定により申告納付すべき日の現況によるものとする。

8 前項に定めるもののほか、第一項の表の各号の第一欄に掲げる施設に係る事業所において同項の適用を受ける事業と受け手とを併せ行う場合における事業所床面積又は従業者給与総額についての同項の規定の適用を受けるものと受け手との区分に必要事項、事業所用家屋の新築又は増築につき第一項から第六項までの規定のうち二以上の規定の適用を受ける場合におけるこれらの規定の適用に必要事項その他第一項から第六項までの規定の適用に必要事項は、政令で定める（税率）

第七百一条の四十二 事業に係る事業所税の税率は、資産割にあつては一平方メートルにつき三百円、従業者割にあつては百分の〇・二五とする。

2 新増設に係る事業所税の税率は、一平方メートルにつき五千円とする。

（事業所税の免税点）

第七百一条の四十三 指定都市等は、同一の者が当該指定都市等の区域内において行う事業に係る各事業所等（次項に規定する事業所等に該当するものを除く。）について、当該各事業所等に係る事業所床面積（第七百一条の三十四（事業に係る事業所税に関する部分に限る。）以下次項までにおいて同じ。）の規定の適用を受けるものを除く。）の合計面積が千平方メートル以下である場合には資産割を、当該各事業所等の従業者（同条の規定の適用に係る者を除く。）の数の合計数が百人以下である場合には従業者割を課することができる。

2 指定都市等は、中小企業団体の組織に関する法律第三条第六号に規定する企業組合又は同条第七号に規定する協業組合（以下本項において「企業組合等」という。）が当該指定都市等の区域内において行う事業に係る各事業所等のうち、当該事業所等に係る事業所用家屋が当該企業組合等の組合員が組合員となつた際その者の事業の用に供されていたものであり、かつ、その者がその後引き続き当該事業所等において行われる事業の主宰者として当該企業組合等の事業に従事しているものその他これに準ずるものとして政令で定める事業所等に該当するものについては、事業所床面積（第七百一条の三十四の規定の適用を受けるものを除く。）が千平方メートル以下であるものにあつては資産割を、従業者（同条の規定の適用に係る者を除く。）の数が百人以下であるものにあつては従業者割を課することができる。

3 指定都市等は、事業所用家屋の新築又は増築について、当該新築又は増築に係る新増設事業

所床面積（第七百一条の三十四（新増設に係る事業所税に関する部分に限る。）の規定の適用を受けるものを除く。）が二千平方メートル以下である場合には、新増設に係る事業所税を課することができない。この場合において、当該事業所家の増築等について、当該増築をした日以前二年以内に行われた当該増築をした者が建築主である当該事業所用家屋に係る新築又は増築（以下本項において「前の新増築」という。）があるときは、当該増築及び当該前の新増築をもつて一の新築又は増築とみなす。

4 前三項の場合において、第一項に規定する事業所床面積の合計面積及び第二項に規定する事業所床面積が平方メートル以下であるかどうか及び第二項に規定する従業者の数の合計数があるかどうかの判定は課税標準の算定期間の末日、前項に規定する新増設事業所床面積が二千平方メートル以下であるかどうかの判定は第七百一条の四十八の規定により申告納付すべき日の現況によるものとする。

5 前項の場合において、第一項に規定する従業者の数の合計数及び第二項に規定する従業者の数が百人以下であるかどうかの判定の基礎となる事業所等のうち、課税標準の算定期間を通じて従業者の数が著しい変動がある事業所等として政令で定めるもの（当該課税標準の算定期間の中途において廃止された事業所等を除く。）については、当該課税標準の算定期間に属する各月の末日現在における従業者の数を合計した数を当該課税標準の算定期間の月数で除して得た数をもつて前項の課税標準の算定期間の末日現在の従業者の数とみなす。

6 前項の月数は、暦に従って計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。（政令への委任）

第七百一条の四十四 第七百一条の四十四から前条までに定めるものは、事業所等が指定都市等とその他の市町村とにわたつて所在する場合

の第七百一条の四十の規定の適用その他同条から前条までの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第三款 申告納付並びに更正及び決定等

（事業所税の徴収の方法）
第七百一条の四十五 事業所税の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。（法人の事業に対して課する事業に係る事業所税の申告納付）
第七百一条の四十六 事業所等において法人が行う事業に対して課する事業に係る事業所税の納税義務者は、各事業年度終了の日から二月以内（外国法人が第七百一条の三十七に規定する納税管理人の申告をしないこととなる場合は、当該事業年度終了の日から二月を経過した日の前日）と当該事業所等を有しないこととなる日とのいずれか早い日まで）に、当該各事業年度に係る事業に係る事業所税の課税標準額及び税額その他必要な事項を記載した自治省令で定める様式による申告書を当該事業所等所在の指定都市等の長に提出するとともに、その申告した税額を当該指定都市等に納付しなければならない。

2 前項の課税標準額は、資産割にあつては、当該事業年度中に当該法人が当該指定都市等の区域内に有し、又は有していた各事業所等に係る資産割の課税標準となるべき事業所床面積の合計面積とし、従業者割にあつては、当該各事業所等に係る従業者割の課税標準となるべき従業者給与総額の合計額とする。

3 指定都市等の長は、事業所等において事業を行う法人で各事業年度について納付すべき事業に係る事業所税額がないものに、当該指定都市等の条例の定めるところにより、第一項の規定に準じて申告書を提出させることができる。（個人の事業に対して課する事業に係る事業所税の申告納付）
第七百一条の四十七 事業所等において個人が行う

事業に対して課する事業に係る事業所税の納税義務者は、その年の翌年三月十五日までに（年中途において事業を廃止した場合には、当該事業の廃止の日から一月以内（当該事業の廃止が納税義務者の死亡によるときは、四月以内）に）、個人に係る課税期間に係る事業に係る事業所税の課税標準額及び税額その他必要な事項を記載した自治省令で定める様式による申告書を当該事業所等所在の指定都市等の長に提出するとともに、その申告した税額を当該指定都市等に納付しなければならない。

2 前項の課税標準額は、資産割にあつては、当該個人に係る課税期間中においてその者が当該指定都市等の区域内に有し、又は有していた各事業所等に係る資産割の課税標準となるべき事業所床面積の合計面積とし、従業者割にあつては、当該各事業所等に係る従業者割の課税標準となるべき従業者給与総額の合計額とする。

3 指定都市等の長は、事業所等において事業を行う個人で各個人に係る課税期間について納付すべき事業に係る事業所税額がないものに、当該指定都市等の条例の定めるところにより、第一項の規定に準じて申告書を提出させることができる。（新増設に係る事業所税の申告納付）
第七百一条の四十八 事業所用家屋の新築又は増築をした建築主は、当該新築又は増築をした日から一月以内に、新増設に係る事業所税の課税標準となるべき新増設事業所床面積及び税額その他必要な事項を記載した自治省令で定める様式による申告書を当該事業所用家屋所在の指定都市等の長に提出するとともに、その申告した税額を当該指定都市等に納付しなければならない。

（事業所税の期限後申告及び修正申告納付）
第七百一条の四十九 前三条の規定によつて申告書を提出すべき者は、当該申告書の提出期限後においても、第七百一条の五十八第四項の規定による決定の通知があるまでは、前三条の規定

によつて申告納付することができる。
2 前三条若しくは前項若しくは本項の規定によつて申告書若しくは修正申告書を提出した者又は第七百一条の五十八の規定による更正若しくは決定を受けた者は、当該申告書若しくは修正申告書又は当該更正若しくは決定に係る課税標準額（事業に係る事業所税にあつては、第七百一条の四十六第二項又は第七百一条の四十七第二項の課税標準額とし、新増設に係る事業所税にあつては、課税標準となるべき新増設事業所床面積とする。以下本節において同じ。）又は税額について不足額がある場合には、遅滞なく、自治省令で定める様式による修正申告書を指定都市等の長に提出するとともに、その修正により増加した税額を当該指定都市等に納付しなければならない。

（事業所税の納税義務の免除等）
第七百一条の五十 指定都市等は、事業所用家屋でその建築主が所有する他の事業所用家屋（以下本条において「従前の事業所用家屋」という。）に代わるものと認められるもの新築又は増築があつた場合において、当該新築又は増築の日から一年を経過する日までの期間（以下本条において「納税義務の免除に係る期間」という。）内において当該従前の事業所用家屋について取壊しが行われ、又は土地収用法に基づく収用その他これに準ずる政令で定める事情（次項において「収用等の事情」という。）が生じたことにつき当該指定都市等の長の確認を受けたときは、当該新築又は増築（従前の事業所用家屋を取壊しが行われたものに代わるものと認められる事業所用家屋の新築又は増築にあつては、当該従前の事業所用家屋が当該指定都市等の区域内に所在していた場合に限り。）に係る新増設事業所床面積のうち当該従前の事業所用家屋の政令で定める部分の床面積に相当する面積につき当該新築又は増築に対して課する新増設に係る事業所税に係る地方団体の徴収金（以下本条において「納税義務の免除に係る地方団体の徴収金」と

いう。)に係る納税義務を免除するものとする。
2 前項の場合において、指定都市等の長は、災害その他やむを得ない理由により納税義務の免除に係る期間内に当該従前の事業所用家屋を取り壊すことができないと認めるとき、又は当該従前の事業所用家屋につき納税義務の免除に係る期間の経過後において取用等の事情が生ずると見込まれることとなつたときは、当該従前の事業所用家屋の所有者からの申請により、一年以内の期間を限つて、納税義務の免除に係る期間を延長することができる。

3 指定都市等の長は、当該従前の事業所用家屋の所有者から第一項の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認められる場合には、納税義務の免除に係る期間を限つて、当該新築又は増築について納税義務の免除に係る地方団体の徴収金の徴収を猶予するものとする。この場合において、指定都市等の長は、政令で定める要件に該当して担保を徴すする必要がないと認めるときを除き、その猶予に係る金額に相当する担保で第十六条第一項各号に掲げるものを、政令で定めるところにより徴しなればならない。

4 指定都市等の長は、第二項の規定により納税義務の免除に係る期間を延長した場合には、当該延長された期間を限つて、当該新築又は増築について納税義務の免除に係る地方団体の徴収金の徴収の猶予の期間を延長するものとする。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

5 指定都市等の長は、前二項の規定による徴収の猶予をした場合において、当該徴収の猶予に係る新増設に係る事業所税について第一項の規定の適用がないことが明らかとなつたとき、又は徴収の猶予の理由の一部に変更があることが明らかとなつたときは、当該徴収の猶予に係る納税義務の免除に係る地方団体の徴収金の全部又は一部についてその徴収の猶予を取り消さなければならぬ。この場合において、徴収の猶予を取り消された者は、直ちに当該徴収の猶予の取消しに係る新増設に係る事業所税に係る地方団体の徴収金を納付しなければならない。
6 第十五条第四項、第十五条の二第二項及び第十五条の四第三項並びに第十六条の二第二項から第三項までの規定は第三項及び第四項の規定による徴収の猶予について、第十一条、第十六条第三項、第十六条の二第四項並びに第十六条の五第一項及び第二項の規定は第三項後段(第四項後段)において準用する場合を含む。の規定による担保について準用する。
7 指定都市等は、新増設に係る事業所税に係る地方団体の徴収金を徴収した場合において、当該新増設に係る事業所税について第一項の規定の適用があることとなつたときは、当該新増設に係る事業所税の納税義務者の申請に基づいて、当該新増設に係る事業所税に係る地方団体の徴収金を還付するものとする。
8 指定都市等の長は、前項の規定により新増設に係る事業所税に係る地方団体の徴収金を還付する場合において、還付を受ける者の未納に係る地方団体の徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充たしなればならない。
9 前二項の規定によつて新増設に係る事業所税に係る地方団体の徴収金を還付し、又は充たする場合には、第七項の規定による還付の申請があつた日から起算して十日を経過した日を第十七条の四第一項各号に掲げる日とみなして、同項の規定を適用する。
10 第一項の確認及び第三項の申告の手續その他第一項から第四項までの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

一条の四十一第一項、第二項若しくは第六項(新増設に係る事業所税に關する部分に限る。)の規定の適用を受けるもの(次項において「非課税等事業所用家屋」という。)として使用しようとする場合において、非課税等判定日から一年を経過する日までの期間(次項において「納税義務の免除に係る期間」という。)内に当該事業所用家屋の全部又は一部を当該非課税等事業所用家屋として使用し、かつ、当該非課税等事業所用家屋として使用を開始されたことにつき指定都市等の長の確認を受けたときは、当該新築又は増築で当該事業所用家屋の全部又は一部のうち政令で定める部分に係るものに対して課する新増設に係る事業所税に係る地方団体の徴収金に係る納税義務を免除するものとする。
2 前項の場合において、指定都市等の長は、災害その他やむを得ない理由により納税義務の免除に係る期間内に当該事業所用家屋の全部又は一部につき非課税等事業所用家屋として使用を開始することができないと認めるときは、当該建築主からの申請により、一年以内の期間を限つて、納税義務の免除に係る期間を延長することができる。

3 前条第三項から第十項までの規定は、前二項の場合について準用する。
(事業所税の賦課徴収に關する申告の義務)
第七百一条の五十二 指定都市等の区域内において事業所等を新設し、又は廃止した者は、当該指定都市等の条例の定めるところにより、その旨その他必要な事項を当該事業所等所在の指定都市等の長に申告しなければならない。
2 事業に係る事業所税の納税義務者に事業所用家屋を貸し付けている者は、当該指定都市等の条例の定めるところにより、当該事業所用家屋の床面積その他必要な事項を当該事業所用家屋所在の指定都市等の長に申告しなければならない。
(事業所税に係る虚偽の申告に關する罪)
第七百一条の五十三 前条の規定によつて申告す

べき事項について虚偽の申告をした者は、五万円以下の罰金に処する。
2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の義務又は財産に關して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金を科する。
3 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に關する法律の規定を準用する。
(事業所税に係る不申告に關する過料)
第七百一条の五十四 指定都市等は、第七百一条の五十二の規定により申告をすべき者が同条の規定によつて申告すべき事項について正当な理由がなくて申告をしなかつた場合には、その者に対し、当該指定都市等の条例で三万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。
(所得税又は法人税に關する書類の閲覧等)
第七百一条の五十五 指定都市等の長が事業所税の賦課徴収について、政府に対し、事業所税の納税義務者で所得税若しくは法人税の納税義務があるものが政府に提出した申告書若しくは修正申告書又は政府が当該納税義務者の所得税若しくは法人税に係る課税標準若しくは税額についてした更正若しくは決定に關する書類を閲覧し、又は記録することを請求した場合には、政府は、関係書類を指定都市等の長又はその指定する吏員に閲覧させ、又は記録させるものとする。

2 指定都市等の長が事業所税の賦課徴収について、道府県知事に対し、事業所税の納税義務者で事業所税の納税義務があるものが道府県知事に提出した申告書若しくは修正申告書又は道府県知事が当該納税義務者に係る事業所税についてした更正、決定若しくは賦課決定若しくは事業所税の納税義務者で不動産取得税の納税義務があるものに係る不動産取得税についてした更正

2 指定都市等の長が事業所税の賦課徴収について、道府県知事に対し、事業所税の納税義務者で事業所税の納税義務があるものが道府県知事に提出した申告書若しくは修正申告書又は道府県知事が当該納税義務者に係る事業所税についてした更正、決定若しくは賦課決定若しくは事業所税の納税義務者で不動産取得税の納税義務があるものに係る不動産取得税についてした更正

2 指定都市等の長が事業所税の賦課徴収について、道府県知事に対し、事業所税の納税義務者で事業所税の納税義務があるものが道府県知事に提出した申告書若しくは修正申告書又は道府県知事が当該納税義務者に係る事業所税についてした更正、決定若しくは賦課決定若しくは事業所税の納税義務者で不動産取得税の納税義務があるものに係る不動産取得税についてした更正

れたものでないときは、当該申告書又は修正申告書に係る税額に係る前項の不申告加算金額は、同項の規定にかかわらず、当該税額に百分の五の割合を乗じて計算した金額に相当する額とする。

4 指定都市等の長は、第一項の規定によつて徴収すべき過少申告加算金額又は第二項の規定によつて徴収すべき不申告加算金額を決定した場合には、遅滞なく、納税者に通知しなければならない。

(事業所税の重加算金)

第七百一条の六十二 前条第一項の規定に該当する場合において、納税者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠べし、又は仮装し、かつ、その隠べし、又は仮装した事実に基づいて申告書又は修正申告書を提出したときは、指定都市等の長は、同項の過少申告加算金額に代えて、その計算の基礎となるべき更正による不足税額又は修正により増加した税額に百分の三十の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。

2 前条第二項の規定に該当する場合(同項ただし書の規定の適用がある場合を除く。)において、納税者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠べし、又は仮装し、かつ、その隠べし、又は仮装した事実に基づいて、申告書の提出期限までにこれを提出せず、又は申告書の提出期限後にこれを提出し、若しくは修正申告書を提出したときは、指定都市等の長は、同項の不申告加算金額に代えて、その計算の基礎となるべき税額に百分の三十五の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。

3 指定都市等の長は、前二項の規定に該当する場合において、申告書又は修正申告書の提出について前条第一項ただし書又は第三項に規定する理由があるときは、当該申告により納付すべき税額又は当該修正申告により増加した税額を

基礎として計算した重加算金額を徴収しないものとする。

4 指定都市等の長は、第一項又は第二項の規定によつて徴収すべき重加算金額を決定した場合には、遅滞なく、納税者に通知しなければならない。

第四款 督促又は滞納処分

(事業所税に係る督促) 第七百一条の六十三 納税者が納期限(更正又は決定があつた場合には、不足税額の納期限。以下本条及び第七百一条の六十五第三項において、同じ。)までに事業所税に係る地方団体の徴収金を完納しない場合には、指定都市等の徴税吏員は、納期限後二十日以内、督促状を発しななければならない。ただし、繰上徴収をする場合は、この限りでない。

2 特別の事情がある指定都市等においては、当該指定都市等の条例で、前項に規定する期間と異なる期間を定めることができる。

(事業所税に係る督促手数料)

第七百一条の六十四 指定都市等の徴税吏員は、督促状を発した場合には、当該指定都市等の条例の定めるところによつて、手数料を徴収することができる。

(事業所税に係る滞納処分)

第七百一条の六十五 事業所税に係る滞納者が次の各号の一に該当するときは、指定都市等の徴税吏員は、当該事業所税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押さなければならない。

一 滞納者が督促を受け、その督促状を發した日から起算して十日を経過した日までにその督促に係る事業所税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

二 滞納者が繰上徴収に係る告知により指定された納期限までに事業所税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

2 第二次納税義務者又は保証人について前項の規定を適用する場合には、同項第一号中「督促

状」とあるのは、「納付の催告書」とする。

3 事業所税に係る地方団体の徴収金の納期限後第一項第一号に規定する十日を経過した日までに、督促を受けた滞納者につき第十三条の第二項各号の一に該当する事実が生じたときは、指定都市等の徴税吏員は、直ちにその財産を差し押さえることができる。

4 滞納者の財産につき強制換価手続が行われた場合には、指定都市等の徴税吏員は、執行機関に対し、滞納に係る事業所税に係る地方団体の徴収金につき、交付要求をしなければならない。

5 指定都市等の徴税吏員は、第一項から第三項までの規定により差押えをすることができる場合において、滞納者の財産で国税徴収法第八十六条第一項各号に掲げるものにつき、既に他の地方団体の徴収金若しくは国税の滞納処分又はこれらの滞納処分の例による処分による差押えがされているときは、当該財産についての交付要求は、参加差押えによりすることができる。

6 前各項に定めるもののほか、事業所税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による。

7 前各項の規定による処分は、当該指定都市等の区域外においても行うことができる。

(事業所税に係る滞納処分に関する罪)

第七百一条の六十六 事業所税の納税者が滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠べし、損壊し、指定都市等の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を為つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 納税者の財産を占有する第三者が納税者に滞納処分の執行を免れさせる目的で前項の行為をしたときは、同項と同様とする。

3 情を知つて前二項の行為につき納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、

使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前三項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、当該各項の罰金を科する。

5 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

(国税徴収法の例による事業所税に係る滞納処分に関する検査拒否等の罪) 第七百一条の六十七 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第七百一条の六十五第六項の場合において、国税徴収法第四十一条の規定の例によつて行つた指定都市等の徴税吏員の質問に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

二 第七百一条の六十五第六項の場合において、国税徴収法第四十一条の規定の例によつて行つた指定都市等の徴税吏員の帳簿若しくは書類の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は帳簿若しくは書類で偽りの記載をしたものを提示した者

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金を科する。

3 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第五款 犯則取締

(事業所税に係る犯則事件に関する国税犯則取締法の準用) 第七百一条の六十八 事業所税に関する犯則事件については、国税犯則取締法の規定(第十九条ノ二及び第二十二條の規定を除く。)を準用す

る。

第七百一条の六十九 前条の場合において、国税局長の職務は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市の長が、税務署長の職務は指定都市等の長又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市の事務所の長がそれぞれ行い、国税局の収税官吏の職務は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市の長がその職務を定めて指定するその市の徴税吏員が、税務署の収税官吏の職務は指定都市等の長がその職務を定めて指定する指定都市等の徴税吏員がそれぞれ行い、ものとする。この場合において、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市の長は、事業所税に関する犯罪事件が地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市の事務所の長が税務署長の職務を行う区域外において発見された場合に限る、税務署長の職務を行うことができる。

第七百一条の七十 第七百一条の六十八の場合において、国税犯則取締法第十一条及び第十二条の規定は、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市の事業所税に関する犯罪事件の調査についてののみ、かつ、当該市の区域内に関する限り、これを準用する。

第七百一条の七十一 第七百一条の六十八の場合において、収税官吏の職務を行う者は、その所属する指定都市等の区域外においても事業所税に関する犯罪事件の調査を行うことができる。

第七百一条の七十二 第七百一条の六十八の場合において、事業所税に関する犯罪事件は、間接国税以外の国税に関する犯罪事件とする。

第六款 使途等

(事業所税の使途)

第七百一条の七十三 指定都市等は、当該指定都市等に納付された事業所税額に相当する額から事業所税の徴収に要する費用として自治省令で定める額を控除して得た額を、次に掲げる事業に要する費用に充てなければならない。

一 道路、都市高速鉄道、駐車場その他の交通施設の整備事業

二 公園、緑地その他の公共空地の整備事業

三 水道、下水道、廃棄物処理施設その他の供給施設又は処理施設の整備事業

四 河川その他の水路の整備事業

五 学校、図書館その他の教育文化施設の整備事業

六 病院、保育所その他の医療施設又は社会福祉施設の整備事業

七 公衆防犯に関する事業

八 防災に関する事業

九 前各号に掲げるもののほか、市街地開発事業その他の都市環境の整備及び改善に必要な事業で政令で定めるもの

(指定都市等でなくなった場合の特例)

第七百一条の七十四 指定都市等であつた市が指定都市等に該当しなくなった場合において、当該該当しなくなった際において当該指定都市等に申告納付すべき事業所税額があるときの当該事業所税額に係る本節の規定の適用に関する特例その他指定都市等であつた市が指定都市等に該当しなくなり、若しくは指定都市等に該当しない市が新たに指定都市等となり、又は指定都市等の区域に係る廃置分合若しくは境界の変更があつた場合における事業所税の賦課徴収に關し必要な経過措置は、政令で定める。

第七百三条の五中「本項」を「本条」に、「こえない」を「超えない」に、「したがひ」を「従ひ」に改める。

第七百三十五条中「及び第五項第一号」を「第五項及び第六項第一号」に改め、「都を市」の下に「(同条第五項に掲げる目的税については、指定都市等)」を加える。

第七百三十六条第一項中「同条第五項」を「同条第六項」に改め、同条第二項中「第五条第四項」の下に「及び第五項」を加える。

第七百三十七条に次の一項を加える。

3 事業所税に関する規定の都に対する準用については、特別区の存する区域は、指定都市等の区域とみなす。

附則第三条の次に次の一条を加える。

(徴収猶予等に係る延滞金の特例)

第三条の二 当分の間、租税特別措置法第六十六条の四に規定する期間に相当する期間として政令で定める期間内は、政令で定めるところにより、第六十四条第一項、第七十二条の四十五第一項及び第三百二十六条第一項の規定による延滞金で第十五条の三の規定による徴収の猶予をされた期間につき徴収されるもの並びに第六十五条、第七十二条の四十五の二及び第三百二十七条の規定による延滞金に係る第六十四条第一項、第六十五条、第七十二条の四十五第一項、第七十二条の四十五の二、第三百二十六条第一項及び第三百二十七条の規定にかかわらず、日本銀行の基準割引歩合の引上げに依り、年十二・七七五パーセントの割合の範囲内で定める割合とする。

附則第四条第一項中「昭和五十一年度」を「昭和五十六年度」に改める。

附則第五条第三項中「昭和五十年」を「昭和五十五年」に改める。

附則第九条第二項中「第三百三十三條第三項若しくは第三百三十九條第三項」を「第三百三十三條第四項若しくは第三百三十九條第四項」に改める。

附則第十一条第四項を削り、同条第五項中「乾燥」を「育苗、乾燥又は貯蔵」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「昭和五十年三月三十一日までに行なわれた」を「昭和五十二年三月三十一日までに行なわれた」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とし、同条第八項中「造成した乳牛又は肉用牛の飼養又は育成の事業の用に供する」を「新設し又は改良した」に、「昭和五十年三月三十一日までに行なわれた」を「昭和五十二年三月三十一日までに行なわれた」に、「造成につき」を「新設又は改良につき」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項を同条第八項とする。

附則第十二条の次に次の一条を加える。

(昭和五十年年度分及び昭和五十一年度分の道府県たばこ消費税及び市町村たばこ消費税の特例)

第十二条の二 昭和五十年年度分及び昭和五十一年度分の道府県たばこ消費税及び市町村たばこ消費税に限り、第七十四条第三項又は第四百六十四条第三項の規定の適用については、これらの規定中「製造たばこの本数」とあるのは、「製造たばこの本数に政令で定める率を乗じて得た本数」とする。

附則第十四条第一項を削り、同条第二項を同条とする。

附則第十五条第二項中「第三百四十九條の三第二項」の下に、「第十三項」を加え、「第三百四十九條の三第三項の規定の適用を受ける自動列車停止装置にあつては、同項の規定の適用がないこととなつた年度から二年度分」を削り、同条第五項中「昭和五十年一月一日」を「昭和五十三年一月一日」に改め、同条第七項中「昭和五十年三月三十一日」を「昭和五十二年三月三十一日」に改め、同条第八項中「(昭和三十一年法律第二百一十一号)」を削る。

附則第十六条第一項及び第二項中「昭和五十年一月一日」を「昭和五十三年一月一日」に、「もつばら」を「専ら」に改め、同条第四項中「第三百四十九條の三の二」を「第三百四十九條の三の二第一項」に、「もつばら」を「専ら」に改める。

附則第三十一条第一項を次のように改める。

紡績糸、ねん糸、織物その他の繊維製品のうち政令で定めるものの製造業を営む者のうち自治省令で定めるものがその事業所において直接その業務の用に使用する電気に対して課する電気税の税率は、昭和五十年六月一日から昭和五十三年五月三十一日までの間に限り、第四百九十条第一項の規定にかかわらず、百分の二とする。

附則第三十一条第二項を削り、同条第三項中「昭和五十年五月三十一日」を「昭和五十三年五月三十一日」に改め、同項を同条第二項とする。

附則第三十二條第二項中「次項において同じ。」を削り、同条第三項を次のように改める。

3 道路運送車両法第四十一条の規定により昭和五十一年四月一日以降に適用されるべきものとして定められる自動車排出ガスに係る保安上の技術基準に適合する自動車のうち自治省令で定めるもの及び電気を動力源とする自動車（以下「電気自動車」という。）の取得に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が次の各号に掲げる期間内に行われたときに限り、第六百九十九条の八及び前項の規定にかかわらず、当該取得について本項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき第六百九十九条の八又は前項に定める率から、当該各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に掲げる率をそれぞれ控除した率とする。

一 昭和五十年四月一日（当該保安上の技術基準を定めた法令が同日後に公布された場合には、当該法令の公布の日）から昭和五十一年三月三十一日まで 百分の一
二 昭和五十一年四月一日から適用期間満了日まで 百分の一（電気自動車にあつては、百分の一）
附則第三十二條第四項を第六項とし、第三項の次に次の二項を加える。

4 前項第二号に規定する適用期間満了日とは、同項第一号に規定する法令の施行前に道路運送車両法第七十五条第一項の規定によりその型式について指定を受けていた自動車（以下「指定自動車」という。）の取得が、当該指定自動車に規定する保安上の技術基準が適用されることとなる日の属する月の六月前の月におけるその日に相当する日（その日に相当する日がないときは、当該月の末日）の前日（以下「前日」という。）の日とする。

5 前項に規定するもののほか、第三項の規定の適用に必要事項は、自治省令で定める。附則第三十二條の二を附則第三十二條の三と

し、附則第三十二條の次に次の一条を加える。（事業所税の非課税）

第三十二條の二 指定都市等は、事業所用家屋で地域振興整備公団法第十九条第一項第四号の規定により地域振興整備公団が造成した土地の譲渡を受けて当該土地に設置される事業所等において行う事業の用に供する施設で政令で定めるものに係るもの（以下「新築又は増築当該事業を行う者が建築主であるものに係る新増設事業所床面積」という。）に限り、第七百一条の四十一第一項の表の第十一号の規定にかかわらず、運増設に係る事業所税を課することができない。

附則第三十四條第一項中「昭和四十六年度から昭和五十一年度まで」を「昭和五十年年度から昭和五十六年度まで」、「百分の二（昭和四十六年度及び昭和四十七年度分については百分の一・三とし、昭和四十八年度分及び昭和四十九年度分については百分の一・六とする。）の税率を適用して」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる金額（昭和五十年年度分及び昭和五十一年度分については、百分の二の税率を乗じて計算した金額）に相当する」に改め、同項に次の各号を加える。

一 課税長期譲渡所得金額が二千万円以下である場合、当該課税長期譲渡所得金額の百分の二に相当する金額
二 課税長期譲渡所得金額が二千万円を超える場合、次に掲げる金額の合計額
イ 四十万円
ロ 課税長期譲渡所得金額につき本項の規定の適用がなく、かつ、第三十二條第二項の規定によつて所得税法第二十二條第二項第二号中「二分の一」とあるのを「四分の三」と読み替えて同項の総所得金額の計算の例により第三十二條第一項に規定する総所得金額を算定した場合に算出される道府県民税の所得割の額のうち、当該課税長期譲渡

所得金額のうち二千万円を超える部分に係る道府県民税の所得割の額として政令で定めるところにより計算した金額
附則第三十四條第四項中「百分の一・三」とあるのは「百分の二・七」と、「百分の一・六」とあるのは「百分の三・四」と、「四十万円」とあるのは「八十万円」と、「第三十二條第二項」とあるのは「第三十三條第二項」と、「第三十二條第一項に規定する総所得金額」とあるのは「第三十三條第一項に規定する総所得金額」とに改める。

附則第三十四條の二第一項中「昭和四十九年度から昭和五十一年度までの各年度分」を「昭和五十年年度分及び昭和五十一年度分」に、「昭和四十九年度分及び昭和四十七年度分については百分の一・三とし、昭和四十八年度分及び昭和四十九年度分については百分の一・六とする。」及び「（昭和四十九年度分については、百分の一・三）を」の税率に改め、同条第三項中「百分の一・三」とあるのは「百分の二・七」とを削る。

附則第三十五條第一項中「昭和四十六年度から昭和五十一年度まで」を「昭和五十年年度から昭和五十六年度まで」に改め、同項第二号中「本項の規定の適用がないものとした」を「本項の規定の適用がなく、かつ、第三十二條第二項の規定によつて所得税法第三十三條第三項第一号中「その資産の取得の日以後五年以内にされたもの」とあるのを「昭和四十四年一月一日以後に取得した資産に係るもの」と読み替えて同法第三十二條第二項の総所得金額の計算の例により第三十二條第一項に規定する総所得金額を算定した」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 第一項に規定する譲渡所得で、その原因となる土地等の譲渡（租税特別措置法第三十一条第一項に規定する土地等の譲渡をいう。）が同法第二十八條の六第二項第一号から第三号までに掲げる譲渡に該当することにつき自治省令で定めるところにより証明がされたものに係る第一項

の規定の適用については、同項第一号中「百分の四」とあるのは「百分の二」と、同項第二号中「計算した金額の百分の百十に相当する金額」とあるのは「計算した金額」とする。
附則第三十五條第六項中「百分の八」との下に、「第三十二條第二項」とあるのは「第三十三條第二項」と、「第三十二條第一項に規定する総所得金額」とあるのは「第三十三條第一項に規定する総所得金額」とを加え、「前項」を「第三項中「第一項」とあるのは「第六項において準用する第一項」と、「百分の四」とあるのは「百分の八」と、「百分の二」とあるのは「百分の四」と、前項」に改める。

附則第三十五條の二 市町村長は、昭和五十年年度から昭和五十二年度までの各年度分の個人の市町村民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第四十一条の八第一項に規定する山林所得を有する場合には、その者の所得割の額のうち当該山林所得の金額に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する所得割（以下本条において「納期延長分の所得割」という。）については、政令で特別の定めをするものを除き、同法第四十一条の八第一項及び第二項の規定の例によつてその納期限を延長するものとする。

2 前項の規定の適用に係る山林の全部又は一部につき租税特別措置法第四十一条の八第一項に規定する死亡の日（同日前に同項各号に規定する事実が生じた場合には、当該各号に掲げる日）の属する年の前年十二月三十一日以前に同項の法人による譲渡（伐採を含む。）又は贈与があつた場合には、納期延長分の所得割の額のうちその年中に当該譲渡又は贈与があつた山林に対応

（山林を現物出資した場合の所得割の納期限の延長）
第三十五條の二 市町村長は、昭和五十年年度から昭和五十二年度までの各年度分の個人の市町村民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第四十一条の八第一項に規定する山林所得を有する場合には、その者の所得割の額のうち当該山林所得の金額に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する所得割（以下本条において「納期延長分の所得割」という。）については、政令で特別の定めをするものを除き、同法第四十一条の八第一項及び第二項の規定の例によつてその納期限を延長するものとする。

する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する所得割については、前項の規定にかかわらず、当該譲渡又は贈与があつた日の属する年の翌年（同条第一項の出資をした日の属する年中にされた当該譲渡又は贈与に係る所得割にあつては、その年の翌々年）の四月一日の属する年度分の市町村民税に係る納期限のうち最初のものをもつて前項の規定による納期限とする。

3 市町村長は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる市町村民税の所得割につき、政令で特別の定めをするものを除き、租税特別措置法第四十一条の八第五項（同条第一項及び第二項に係る部分に限る。）及び第六項の規定の例によつてその納期限を延長するものとする。
一 昭和四十九年四月一日から昭和五十一年十二月三十一日までの間に、その有する山林で租税特別措置法第四十一条の八第一項に規定する施設計画が定められているものを法人の設立のために出資した者が、その出資をした日の属する年の翌年の四月一日の属する年度分の第三十七條の二第一項の規定による申告書の提出期限前に当該申告書を提出しないて死亡した場合において、その者の特例対象相続人（租税特別措置法第四十一条の八第五項第一号に規定する特例対象相続人をいう。以下本項において同じ。）がその者の当該年度分の市町村民税の所得割につき第三十七條の二第一項の規定による申告書をその提出期限までに提出したとき、その者に係る当該年度分の市町村民税の所得割の額で当該特例対象相続人に係るものうち、その出資した山林に係る山林所得の金額に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する所得割

二 第一項又は本項の規定の適用を受けていた者が死亡した場合において、その者の特例対象相続人が相続の開始があつたことを知つた日の翌日から四月を経過する日までに、本項

の規定の適用を受ける旨を記載した書類その他自治省令で定める書類を市町村長に提出したとき、その者の納期延長分の所得割（既に第二項（次項）において準用する場合を含む。）の規定が適用されることとなつたものを除く。）のうち当該特例対象相続人に係るもの。 4 第二項の規定は、前項の規定による所得割の納期限の延長について準用する。 5 租税特別措置法第四十一条の八第七項から第十項までの規定は、第一項又は第三項の規定による所得割の納期限の延長について準用する。この場合において、同条第七項から第十項までの規定の準用について必要な技術的読替等は、政令で定める。

6 前各項に定めるもののほか、第一項又は第三項の規定による所得割の納期限の延長に關し必要な事項は、政令で定める。
附則第三十五條の四の見出し中「昭和四十九年分」を「昭和五十年分」に改め、同条第一項中「昭和四十九年中」を「昭和五十年中」に、「所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第十五号）」を「所得税法の一部を改正する法律（昭和五十年法律第 号）」に改め、同条第二項中「昭和四十九年中」を「昭和五十年中」に改め、同項の表中「昭和四十九年四月一日」を「昭和五十年四月一日」に改める。
附則第三十五條の六中「又は附則第三十三條の三第一項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」との下に「第七百三條の五中「本条中山林所得金額」とあるのは「本条中山所得金額又は附則第三十三條の三第一項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とを加える。
附則第三十六條第一項中「昭和四十六年度から昭和五十一年度まで」を「昭和五十年年度から昭和五十六年度まで」に改める。
附則第三十七條中第八項を第十一項とし、第七項を第九項とし、同項の次に次の一項を加える。

10 市町村は、参加国、参加者又は博覧会協会が

博覧会の会場内で博覧会の用に供するため自ら発電した電気に対しては、第四百八十六條の規定にかかわらず、電気税を課することができない。
附則第三十七條中第六項を第七項とし、同項の次に次の一項を加える。
8 市町村は、昭和五十年年度分及び昭和五十一年度分の固定資産税に限り、参加国、参加者又は博覧会協会が博覧会の会場内において博覧会の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるものに対しては、第三百四十二條の規定にかかわらず、固定資産税を課することができない。
附則第三十七條中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 道府県は、外客（出入国管理令（昭和二十六年政令第三百十九号）第四条第一項各号（第十四号を除く。）に掲げる者のいづれか一に該当する者（同項第十六号に該当する者については、自治省令で定める者を除く。）としての在留資格を認められた者及び同令第十四條から第十六條までの規定による許可を受けた者をいう。）の旅館における宿泊及びこれに伴う飲食に対しては、当該行為が昭和五十年六月一日から昭和五十一年二月二十九日までの間に行われたときに限り、第三百三條の規定にかかわらず、料理飲食等消費税を課することができない。

附則
（施行期日）
第一条 この法律は、昭和五十年四月一日から施行する。ただし、第四百八十九條第一項及び第二項、第四百九十條第二項並びに附則第三十一條の改正規定並びに附則第二十六條の規定は同六月一日から、第七十二條の二十二第八項、第四百十四條の四、第四百十四條の五第一項、第二百九十九條第三項及び第七百條の十四の改正規定並びに事業所税に関する改正規定は同年十月一日から施行する。
（還付加算金に関する規定の適用）
第二条 改正後の地方税法（以下「新法」という。）

第十七條の四第一項の規定は、昭和五十年四月一日（以下「施行日」という。）以後に還付のため支出を決定し、又は充当する過納金に加算すべき金額について適用し、施行日前に還付のため支出を決定し、又は充当した過納金に加算すべき金額については、なお従前の例による。
（道府県民税に関する規定の適用）
第三条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中個人の道府県民税に関する部分は、昭和五十年年度分の個人の道府県民税から適用し、昭和四十九年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。
2 新法第三十二條第四項第一号の規定の適用については、昭和五十年年度分の個人の道府県民税に限り、同号中「三十万円」とあるのは、「二十七万五千元」とする。

3 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中法人の道府県民税に関する部分は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の道府県民税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の道府県民税については、なお従前の例による。
（事業税に関する規定の適用）
第四条 新法の規定中個人の事業税に関する部分は、昭和五十年年度分の個人の事業税から適用し、昭和四十九年度分の個人の事業税については、なお従前の例による。

2 新法第七十二條の十七第三項第一号の規定の適用については、昭和五十年年度分の個人の事業税に限り、同号中「三十万円」とあるのは、「二十七万五千元」とする。
3 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中法人の事業税に関する部分は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の事業税及び施行日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人の事業税（清算所得に対する事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人の事業税を含む。）以下この条において同じ。）につ

いて適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の事業税及び施行日前の解散又は合併による清算所得に対する法人の事業税については、なお従前の例による。

4 新法第七十二条の十四第一項ただし書（租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第五十五条に関する部分に限る。）の規定は、法人の施行日以後に取得する同条第一項に規定する特定株式等について適用し、法人の施行日前に取得した租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和五十年法律第 号）による改正前の租税特別措置法第五十五条第一項に規定する特定株式等については、なお従前の例による。

5 新法第七十二条の二十二第八項の規定は、昭和五十年十月一日以後に終了する事業年度分の法人の事業税及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人の事業税について適用し、同日以前に終了した事業年度分の法人の事業税及び同日以前の解散又は合併による清算所得に対する法人の事業税については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する規定の適用）

第五条 新法の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（道府県たばこ消費税及び市町村たばこ消費税に関する規定の適用）

第六条 新法第七十四條第七項及び第四百六十四條第四項の規定は、昭和五十一年度分の道府県たばこ消費税及び市町村たばこ消費税から適用し、昭和五十年年度分の道府県たばこ消費税及び市町村たばこ消費税については、なお従前の例による。

（料理飲食等消費税に関する規定の適用）

第七条 新法第一百四十四條の四、第一百四十五條の五第一項及び第二百九十九條第三項の規定は、昭和五十年十月一日以後における飲食及び宿泊並びに

その他の利用行為（新法第一百三十三條第一項に規定するその他の利用行為をいう。）に対して課すべき料理飲食等消費税について適用し、同日以前におけるこれらの行為に対して課する料理飲食等消費税については、なお従前の例による。

（市町村民税に関する規定の適用）

第八条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中個人の市町村民税に関する部分は、昭和五十年年度分の個人の市町村民税から適用し、昭和四十九年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

2 新法第三百三十三條第四項第一号の規定の適用については、昭和五十年年度分の個人の市町村民税に限り、同号中「三十万円」とあるのは、「二十七万五千円」とする。

3 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中法人の市町村民税に関する部分は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の市町村民税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の市町村民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する規定の適用）

第九条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中固定資産税に関する部分は、昭和五十年年度分の固定資産税から適用し、昭和四十九年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新法第三百四十九條の三第二項ただし書の規定は、昭和四十九年一月二日以後において敷設された同項ただし書に規定する線路設備について、昭和五十年年度分の固定資産税から適用する。

3 改正前の地方税法（以下「旧法」という。）第三百四十九條の三第二項の規定は、昭和四十九年一月一日までの間において敷設された同項に規定する構築物に対して課する固定資産税については、なおその効力を有する。

4 新法第三百四十九條の三第三項の規定中ガス事業者に対してガスを供給する事業の用に供する償却資産に関する部分は、昭和四十九年一月

二日以後において新設された当該償却資産について、昭和五十年年度分の固定資産税から適用する。

5 旧法附則第十五條第二項の規定は、昭和四十八年一月一日までの間において取得された地方税法の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第十九号）による改正前の地方税法第三百四十九條の三第三項の規定の適用を受ける自動車列車停止装置に対して課する固定資産税については、なおその効力を有する。この場合において、旧法附則第十五條第二項中「第三百四十九條の三第三項」とあるのは、「地方税法の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第十九号）による改正前の地方税法第三百四十九條の三第三項」とする。

（軽自動車税に関する規定の適用）

第十条 新法第四百四十五條の二第一項の規定は、昭和五十年年度分の軽自動車税から適用し、昭和四十九年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

（電気税に関する規定の適用）

第十一条 新法第四百八十九條第一項及び第二項並びに附則第三十一條第一項の規定は、昭和五十年六月一日以後に使用する電気に対して課すべき電気税（特別徴収に係る電気税にあつては、同日以後に収納すべき料金に係るもの）について適用し、同日以前に使用した電気に対して課する電気税（特別徴収に係る電気税にあつては、同日以前に収納した、又は収納すべきであつた料金に係るもの）については、なお従前の例による。

（ガス税に関する規定の適用）

第十二條 新法第四百九十九條第二項の規定は、昭和五十年六月一日以後に使用するガスに対して課すべきガス税（特別徴収に係るガス税にあつては、同日以後に収納すべき料金に係るもの）について適用し、同日以前に使用したガスに対して課するガス税（特別徴収に係るガス税にあつては、同日以前に収納した、又は収納すべきであつた料金に係るもの）については、なお従前の例による。

例による。

（特別土地保有税に関する規定の適用）

第十三條 第三項に定めるものを除き、新法の規定中土地に対して課する特別土地保有税に関する部分は、昭和五十年年度分から適用し、昭和四十九年度分の土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

2 次項に定めるものを除き、新法の規定中土地の取得に対して課する特別土地保有税に関する部分は、施行日以後の土地の取得について適用し、施行日前の土地の取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

3 新法第五百八十五條第五項の規定は、施行日以後において同項に規定する仮使用地の使用又は収益の開始があつた場合について適用する。

（入湯税に関する規定の適用）

第十四條 新法第七百一條の二の規定は、施行日以後における入湯に対して課すべき入湯税について適用し、施行日前における入湯に対して課する入湯税については、なお従前の例による。

（事業所税に関する規定の適用）

第十五條 新法の規定中事業に係る事業所税（新法第七百一條の三第二項に規定する事業に係る事業所税をいう。以下この項において同じ。）に関する部分は、昭和五十年十月一日以後に終了する事業年度分の法人の事業及び同年以後の年分の個人の事業について適用する。この場合において、同日以後に最初に終了する事業年度分の法人の事業又は同年分の個人の事業に対して課する事業に係る事業所税については、新法第七百一條の四第二項中「次の各号に掲げる事業所等」とあるのは「次の各号に掲げる事業所等（昭和五十年十月一日前に廃止された事業所等を除く。）」と、新法第七百一條の四十六條第二項及び第七百一條の四十七條第二項中「各事業所等」とあるのは「各事業所等（昭和五十年十月一日前に廃止された事業所等を除く。）」とする。

2 次項及び第四項に規定するものを除き、新法

の規定中新増設に係る事業所税(新法第七百一条の三十二第二項に規定する新増設に係る事業所税をいう。)に関する部分は、昭和五十年十月一日以後に行われる事業所用家屋(新法第七百一条の三十一第一項第七号に規定する事業所用家屋をいう。次項において同じ。)の新築又は増築について適用する。

3 新法第七百一条の三十二第二項及び第七百一条の四十三第三項後段の規定は、事業所用家屋につき増築があつた場合において、当該増築に係るこれらの規定に規定する前の新増築が昭和五十年十月一日以後に行われたものであるときについて適用する。

4 新法第七百一条の三十二第三項の規定は、昭和五十年十月一日以後に新築又は増築をされた家屋の全部又は一部につき同項に規定する譲渡又は用途の変更があつた場合について適用する。(自動車取得税に関する規定の適用)

第十六条 旧法附則第三十二條第三項の規定は、昭和四十九年九月三十日までの間に行われた自動車の取得については、なおその効力を有する。(道府県民税及び市町村民税の分離課税に係る所得割に関する規定の適用)

第十七条 旧法附則第三十五條の四の規定は、昭和四十九年中に支払うべき退職手当等(旧法第二十三條第一項第六号又は第二百九十二條第一項第六号に規定する退職手当等をいう。)で同年四月一日前に支払われたものにつき徴収された旧法第五十條の二又は第三百二十八條の規定によつて課する所得割については、なおその効力を有する。

項中「十 事業所税 前年度における事業所税の課税標準となるべき事業所床面積及び従業員給与総額並びに新増設事業所床面積」とあるのは、「十 事業所税 前年度における事業所税の課税標準額」とあるのは、「十 事業所税」とあるのは、

び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する

(国民健康保険税に関する規定の適用)

第十八条 新法附則第三十五條の六及び第三十六條第一項の規定は、昭和五十年度分の国民健康保険税から適用し、昭和四十九年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。(罰則に関する規定の適用)

第十九条 この法律の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる旧法の規定に係る地方税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(政令への委任)

第二十条 前各条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。(地方交付税法の一部改正)

第二十一条 地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「当該市町村の普通税(法定外普通税を除く。)」の下に「及び事業所税」を加え、同条第三項の表市町村の項中第八号を第十九号とし、第十号から第十七号までを一号ずつ繰り下げ、第九号の次に次のように加える。

十 事業所税 前年度における事業所税の課税標準額

第二十二条 前条の規定による改正後の地方交付税法第十四条第一項の規定は、昭和五十年度分の地方交付税から適用する。

2 昭和五十年度に限り、前条の規定による改正後の地方交付税法第十四条第三項の表市町村の

協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律の一部改正) 第二十三条 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及

び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に關する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に關する法律(昭和二十七年法律百十九号)の一部を次のように改正する。 第三条の表に次のように加える。

合衆国軍隊が建築主として日本国においてする事業所用家屋(地方税法第七百一条の三十一第一項第七号に規定する事業所用家屋をいう。以下同じ。)の新築又は増築	合衆国軍隊	事業所税
軍人用販売機関等が合衆国軍隊の構成員及び契約者の利用に供するためにのみ事務所若しくは事業所において行ふ事業又は合衆国軍隊の使用する施設及び区域において建築主としてする事業所用家屋の新築若しくは増築	軍人用販売機関等	

(国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部改正)

第二十四条 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に關する法律(昭和三十一年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

七、新線構築物又は移設構築物のうち、鉄道と道路とを立体交差させるために新たに建設された立体交差化施設に係る線路設備で自治省令で定めるもの

七、新線構築物又は移設構築物のうち、鉄道と道路とを立体交差させるために新たに建設された立体交差化施設に係る線路設備で自治省令で定めるもの	五年度分	六分の一
	五年度を経過した年度以降の各年度分	三分の一

第二十五条 前条の規定による改正後の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に關する法律附則第十六項の表の第一号、第三号及び第七号の規定は、昭和四十九年四月一日以後において敷設されたこれらの規定に掲げる構築物について、昭和五十一年度分の市町村納付金から適用する。

2 前条の規定による改正前の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に關する法律附則第十六項の表の第一号及び第三号の規定は、昭和四十九年三月三十一日までの間において敷設されたこれらの規定に掲げる構築物に係る市町村納付金については、なおその効力を有する。

(沖繩の復帰に伴う特別措置に關する法律の一部改正) 第二十六条 沖繩の復帰に伴う特別措置に關する法律(昭和四十六年法律第二百九十九号)の一部を次のように改正する。 第二百五十五條第三項第七号を削る。 第二十七條 昭和五十年六月一日前に使用したガスに対するガス税(特別徴収に係るガス税)にあつたは、同日前に収納した、又は収納すべきであつた料金に係るもの)で沖繩県の区域内の市町村が課するものの税率については、なお従前の例による。

九 刃地対策事業債償還費	定の事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	千円につき 八〇〇
十 特別事業債償還費	刃地対策事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金に充てるため発行を許可された地方債の額	千円につき 一一四

附則

- この法律は、公布の日から施行する。
- 改正後の地方交付税法別表の規定は、昭和五十年分地方交付税から適用する。
- 昭和五十年分限り、道府県及び市町村の基

準財政需要額は、地方交付税法第十一条の規定によつて算定した額に、次の表に掲げる地方公共団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとの単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

地方公共団体の種類	経費の種類	測定基準	単位費用
道府県	臨時土地対策費	人口	一人につき 三六〇円
市町村	臨時土地対策費	人口	一人につき 三六〇

4 前項の測定単位の数値は、官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該地方公共団体の人口につき、自治省令で定めるところにより、算定する。ただし、地方公共団体の態容その他の事情を参酌して、自治省令で定めるところにより、補正することができる。

5 交付税及び譲与税配付金特別会計法（昭和二十九年法律第百三三号）の一部を次のように改正する。

附則第五項中「昭和四十九年度」を「昭和五十年分」に改める。

理由

地方財政の状況にかんがみ、社会福祉水準の向上、教育の充実に要する地方団体の財源の充実

を図るとともに、各種の制度改正等に伴つて増加する財政需要に対処するため、地方交付税の単位費用を改定する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和五十年三月十七日印刷

昭和五十年三月十八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局